

平成 30 年 12 月 3 日
桂川河川保全利用委員会
資料 2

平成 30 年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

62. 桂川緑地離宮前公園（京都市）	1
57. 桂川緑地公園（京都市）	36
64. 久我橋東詰公園（京都市）	61
51. 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町）	80

62.桂川緑地離宮前公園

記入者：京都市建設局北部みどり管理事務所 水本

番号	62. 桂川緑地離宮前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	-------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	・多目的広場 2 面、園路・修景施設	都市計画の有無	都市計画緑地：桂川緑地 488. 5ha S46. 2. 5 (当初) S48. 2. 13 (変更)
占用面積	8, 085. 32 m ²	付帯施設等	移動式便所 1 箇所 バックネット 1 箇所 ベンチ(固定式) 6 基 ジャンピングシーソー 2 基
許可の経緯	<当初許可> H7. 3. 31 <許可期限> H32. 3. 31	利用者数	平成 30 年度 49, 000 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上流の堤内側は、住宅市街地。 ・下流の堤内側は、桂離宮が接している。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）において「桂川緑地」として決定されている。 ・京都市緑の基本計画において、「水辺の緑の整備」の基本施策の中で、「多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する」としている。 ・西京区基本計画では「豊かな自然環境を保全するため、市民による管理を行う等、うるおいある公園づくりを進める」としている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 5 月 29 日、同月 30 日、平成 24 年 7 月 15 日に大雨の影響により冠水したため、流木等の処理を行った。 ・平成 25 年 9 月 16 日、平成 26 年 8 月 10 日、平成 27 年 7 月 18 日、平成 29 年 10 月 23 日に大雨の影響により冠水し、流木、広場内の土の流出があり、広場整備を各年度で行った。 ・平成 30 年 7 月 5 日の豪雨の影響により冠水し、流木や広場内の土砂の流出があった。現在は流木処理については完了しているが、広場は仮復旧により開放している状況であるため、今後、年内に本復旧を行う予定としている。 		

番号	62. 桂川緑地離宮前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	-------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市民のレクリエーションのための広場として、今後も利用の需要が見込まれる。 松尾大社神幸祭（船渡御）や正月凧揚げ大会など地域などの慣行行事に利用されている。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局北部みどり管理事務所である。 都市公園法、同施行令、京都市都市公園条例、同施行規則等に基づいた管理を行っている。 「桂川緑地離宮前公園の管理及び災害対策に関する要領」を定めている。 公園内に車両乗入れを必要とする利用者には、車両通行承認願の提出を求め、必要最小数の車両通行証を交付している。 委託業者による年2回の除草及び概ね隔週の清掃を実施している。 地元住民によって公園愛護協力会が結成され、清掃美化活動が行われている。 施設利用者により、広場の日常の清掃、整地が行われている。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 自由使用としているが、トラブル等の発生は確認していない。 駐車場としての利用なし。 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。 公園周辺の自然環境の情報を収集し、啓発看板などにより利用者に情報提供を行うこと。 関係部局と連携を図りながら、生物の生息環境に配慮した植生の刈り残しなど、連続した緑地環境を保全できるような管理を行っていただきたい。 桂離宮に面している景観的魅力を保全していただきたい。 河川管理者と占用の必要性や今後の管理内容を早急かつ詳細に協議されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設について、出水時には流出しないよう固定等を行うことや段階的な整理など、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。 自然環境の情報を収集しており、河川管理者とも協議しながら、今後、啓発看板などを設置する予定である。 動物の回廊としての役割を維持するため、川側は幅をもって草を刈り残すように管理している。 投棄されたごみの収集や清掃、除草を実施することにより、景観的魅力を保全している。 現状の利用状況を踏まえ、占用の必要性や今後の管理内容について、河川管理者と協議を行っている。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 上欄に記載のとおり。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	-------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は、グラウンド、公園を園路で結んだ整備がされている。 ・ 自然河岸がほとんどで、人工護岸は樋門部などに限られる。 ・ 三号井堰の湛水区間であり、止水環境である。 ・ 静水面を利用するカモ類などが多く見られる。 ・ 水際には、ウキヤガラマコモ群集が生育し、湿地的な水際となっている。 ・ 桂大橋上流の河岸には巨木がありランドマークになっている。 ・ 水際にジャヤナギなど高木も見られる。 ・ 背後地は住宅地である。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 三号井堰の上流の低水路部は、堰の湛水区間が連続し、カモ類など静水面を利用する鳥類にとって重要な環境である。 ・ 水際に連続する湿性の植物群落は、水生生物にとって重要な生息場となっている。 ・ 下流の中州でサギ類の集団繁殖地が確認されている。 ・ 重要な種として、陸上昆虫類ではグンバイトンボ等、小動物ではカヤネズミ等が周辺で確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 20m ・ ほとんどが自然河岸で、なだらかに水際につながっている。 ・ 水際には線的にマコモなどが生えている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1m ・ 冠水実績：近年では、平成 23 年 5 月、平成 24 年 7 月の大雨で冠水している。
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際の植生がバッファゾーンとして機能しており保全が望まれる。 ・ 湛水域は鳥類などにとっての重要な生息場であると考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮 前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	-------------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

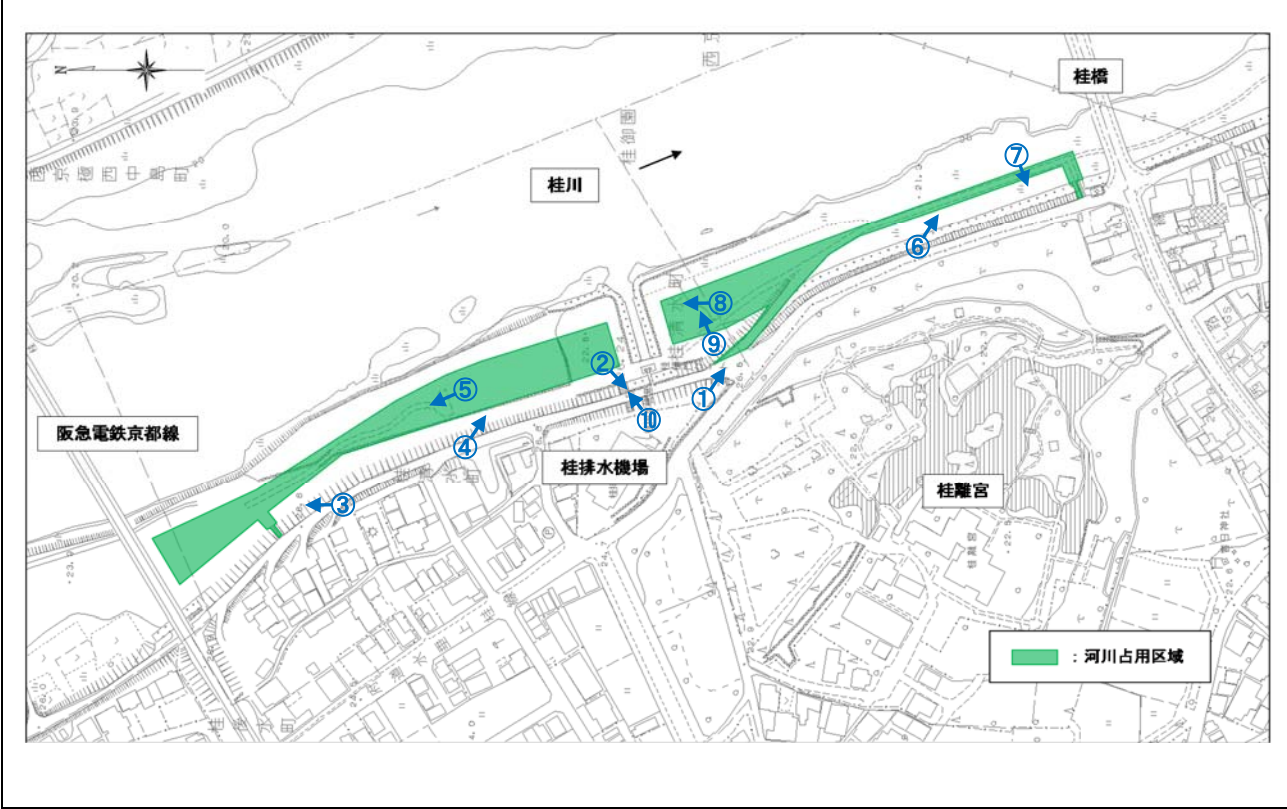
ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12.2k+50m～12.8k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	-----------------------

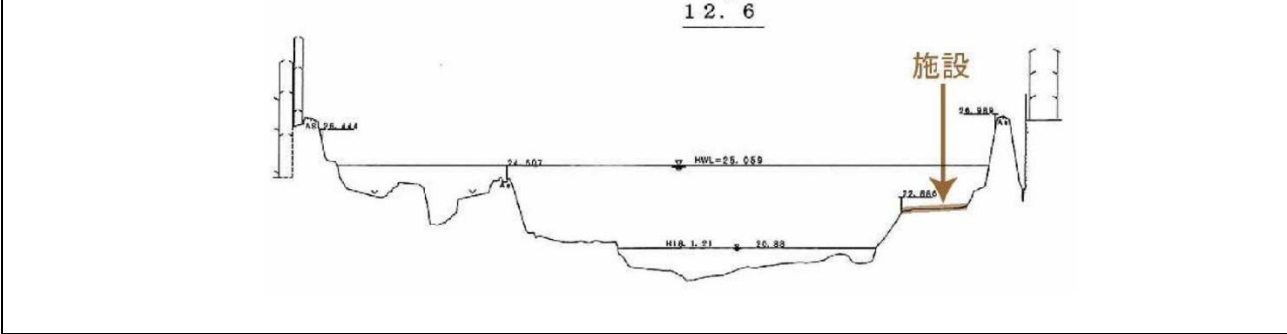
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：12.6k)



① 占用施設入口



② 占用に関する看板



ランク：A

番号	62. 桂川緑地離宮前公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	右岸 12. 2k+50m～12. 8k 付近
----	---------------	------	----	------	-----	----	-------------------------

(写真撮影者：委員会事務局)

③北側広場（上流側）



④北側広場（下流側）



⑤園路（上流側）



⑥園路（下流側）



⑦移動式トイレ



⑧遊具



⑨物置



⑩占用区域明示看板



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用手チェックリスト(占用地 名称:62.桂川緑地離宮前公園)

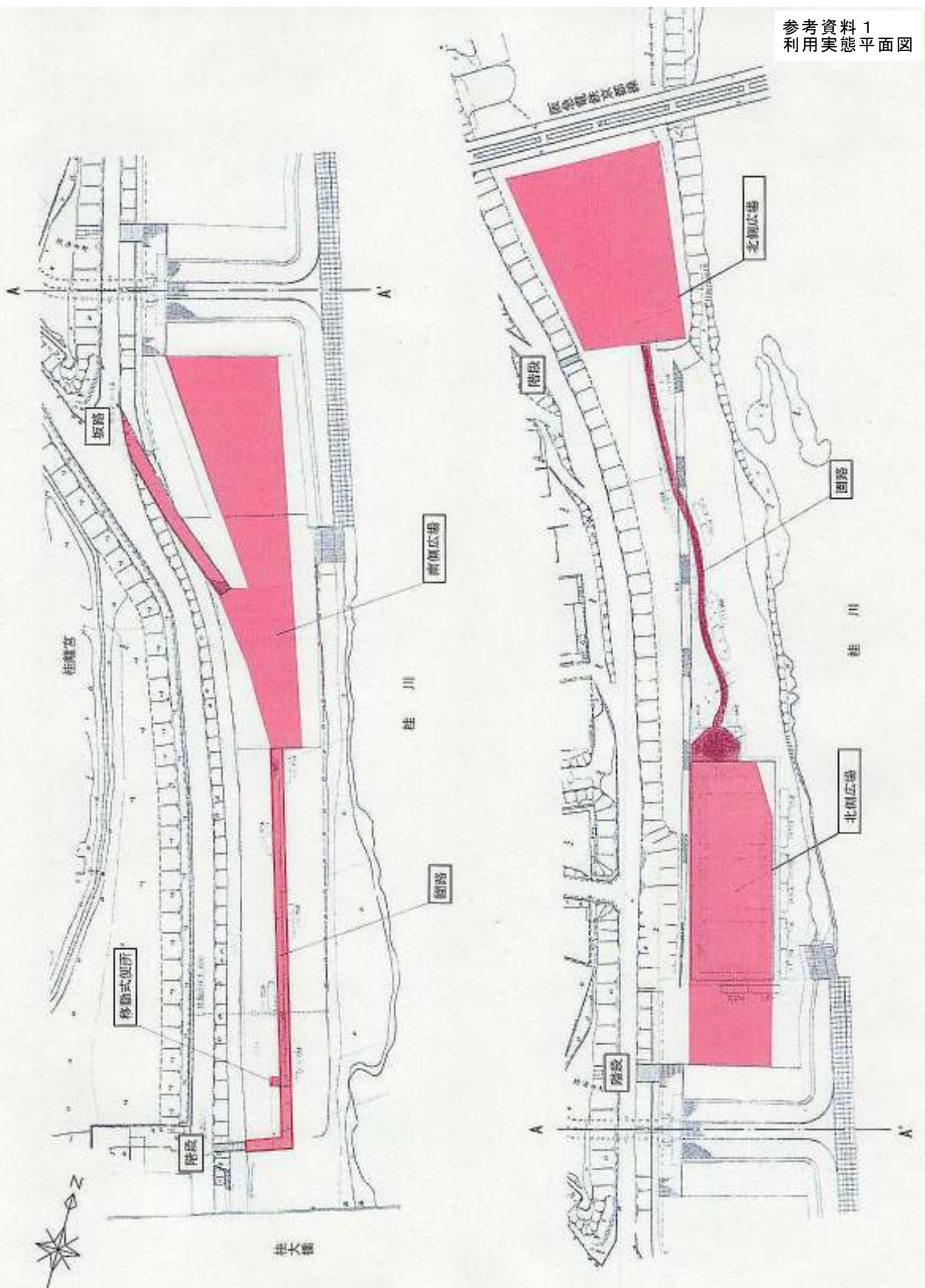
No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			・京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)において「桂川緑地」として決定されている。 ・京都市緑の基本計画において、「水辺の緑の整備」の基本施策の中で、「多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する」としている。 ・西京区基本計画では、豊かな自然環境を保全するため、市民による管理を行う等、うるおいある公園づくりを進めるとしている。			○:ある △:検討中 ×:ない	【その他参考資料1】 都市計画一覽表(緑地) 京都市緑の基本計画(抜粋)、西京区基本計画(抜粋)
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地上において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			水辺に接した市民のレクリエーションの場として市民の高いニーズがあり、他の代替箇所は検討していない。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 等 ・河川敷内で場所移動			なし			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			代替地を検討していないが、環境政策局環境管理課発行の「京都市生物多様性プラン」(注)では、桂川河川敷は貴重な生き物等が見られることから、環境部局と連携し、生物多様性を保全する。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	【その他参考資料2】 京都市生物多様性プラン(抜粋)
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			松尾大社の神事(船渡御)が行われているなど、川らしい利用に合致している。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用を原則とし、トラブル等は確認していない。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	【その他参考資料3】 京都市都市公園条例
8		利用状況は占目的に合致しているか			多目的広場では運動に利用されており、松尾大社の神事(船渡御)も行われ、占目的に合致している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			地元住民からなる公園愛護協力会を結成し、公園清掃等を実施している。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	【その他参考資料4】 公園愛護協力会について
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			貴重種は保全するなど、生物多様性を守る上で重要な地域であることを認識している。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			大雨により河川水位が上がることで、占用区域が冠水することがある。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	【その他参考資料5】 冠水状況写真(H30.7)

記入者:水本(京都市北部みどり管理事務所)

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:62.桂川緑地離宮前公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際に緑帯に緩衝緑地を設置等	関係部局と連携を図りながら、生物の生態環境に配慮した緑地の確保を保全できよう。また、投棄されたゴミの回収や清掃を実施することにより、景観的魅力を保全している。	関係部局と連携を図りながら、生物の生態環境に配慮した緑地の確保を保全できよう。また、投棄されたゴミの回収や清掃を実施することにより、景観的魅力を保全している。	既に水際において植生があるため、現時点で整備する予定はない。	動物の回復としての役割を維持するため、川側は幅をもつて草を刈り残すように管理している。また、投棄されたゴミの回収や清掃を実施することにより、景観的魅力を保全している。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの回収、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	公園周辺の自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	動物の回復としての役割を維持するため、川側は幅をもつて草を刈り残すように管理している。また、投棄されたゴミの回収や清掃を実施することにより、景観的魅力を保全している。	動物の回復としての役割を維持するため、川側は幅をもつて草を刈り残すように管理している。また、投棄されたゴミの回収や清掃を実施することにより、景観的魅力を保全している。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。				○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	【その他参考資料6】 除草作業後写真 公園清掃写真
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	公園周辺の自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	公園周辺の自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。	自然環境の情報を収集し、啓発看板などを設置する予定である。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	不許可の工作物は設置されていないか	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トシ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	【その他参考資料3】 京都市都市公園条例
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	【その他参考資料7】 看板設置写真
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	【その他参考資料3】 京都市都市公園条例
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。	施設については、流出時には流出しないよう固定等を行うなど、利用団体と協議を行うとともに、必要性について河川管理者と協議を行っている。				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	【その他参考資料8】 看板設置写真

【参考資料】



利用者数の把握方法

平成 30 年 11 月 5 日調査

公園内で 1 時間(14 時～15 時)あたりの利用者数をカウントした。

⇒25 名

この数値に, 1 日 8 時間として乗じた。

⇒200 名

この数値に, 京都府の年間降水日数(平成 29 年度: 121 日)以外の日数 244 日に乗じた。

⇒48,800 名

上記を丸めた数値を採用

⇒49,000 名

現在位置: [トップページ](#) [おぼろ](#) [都庁舎](#) [都市計画一覧表](#) 緑地

緑地

ページ番号19395

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2018年4月20日

緑地

名 称	位置	面積 (約)	計画決定又は 最終変更年月日	
番号	緑 地 名			
2	鴨川緑地	北・上賀茂中嶋河原町他	163.6ha	平成24年5月9日
		<高橋南側付近～高野川合流地に至る賀茂川, 高野橋南側～賀茂川合流地に至る高野川, 賀茂川・高野川合流地～京川橋北側に至る鴨川>		
3	桂川緑地	右・梅津構口町他	488.5ha	平成22年2月5日
		<上野橋南側付近～市域界に至る桂川>		
4	東山自然緑地	山・四ノ宮柳山町他	20.4ha	昭和三十年12月16日
5	淀緑地	伏・淀木津町他	1.4ha	平成11年8月27日
6	洛西周辺緑地	西・大枝北福西町一丁目他	17.4ha	昭和三十六年11月27日
		<洛西ニュータウン内>		
8	岩倉緑地	左・岩倉東五反田町	1.1ha	昭和三十九年2月3日
9	すりばち池緑地	右・太秦三尾町	0.3ha	平成11年8月27日
7箇所 692.7ha（京都市域内）				

お問い合わせ先

京都市 都市計画局都市企画部都市計画課
電話: 075-222-3505
ファックス: 075-222-3472

基本方針2 「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史、文化、環境を守る－

基本方針	基本施策	施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績(事業名等)	新たな計画での方向性	方向性の内容	
2 新しい緑の創出へ緑のネットワークの形成	ウ その他の公共施設	(2) 公共施設設置の緑化	ア 道路の緑の整備	27 緑あふれるシンボルロードを整備する。	推進中	御池シンボルロードの整備に伴う植栽	○	
			28 交通の安全に配慮した人と人がふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	推進中	コミュニティ道路の整備に伴う植栽	○		
			29 新しく設置する道路に積極的に植栽する。	推進中	都市計画道路の整備に伴う植栽	○		
			30 地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	推進中	駅前広場や街路樹の植栽	○		
			31 交差点や橋のたもとなどに、市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	推進中	ポケット広場の植栽	○		
			32 季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	推進中	街路樹の維持管理	○		
			33 街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	推進中	街路樹の維持管理	○		
			34 散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	推進中	堀川水辺環境整備	○		
			35 水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し、自然復元を行うとともに、水とふれあい、生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	推進中	河川事業に伴う多自然川づくりの実施	○		
			36 多面的な利用が図られる河川敷公園の整備を促進する。	推進中	桂川緑地の整備	○		
			37 公共施設設置の敷地を30%以上緑化する。	推進中	クリューンセンター、市営住宅、下水道処理場等の緑化。公共施設設置の屋上緑化。	△	敷地当たりの緑化率の精査 ・緑化基準の作成等による取組強化の検討	
			38 様々な学校緑化を展開する。	推進中	花と緑のグリーンベンチ、緑のカーテン、校舎の屋上・壁面緑化、校庭芝生化、学校ビオトープの実施	○		

第2節 環境と共生するまちづくり

～美しい自然を守り育て、未来へ引き継ぐまちを目指して～

西山や桂川、小畑川などの豊かな自然環境をはじめ、公園や街路樹などの身近な緑を大切にし、かけがえのない財産を未来へ引き継ぐとともに、自然とのふれあいを通じて、環境に関する意識の更なる向上につなげます。

また、西山を背景とする景観や、大原野の広大な田園風景、旧山陰街道沿いの歴史的な景観など、西京ならではの美しい景観の保全を図るほか、身近な緑を生かしたうるおいある景観の創出に努めます。

さらに、区民の環境に関する高い意識を基に、まちの美化活動やごみの減量化、リサイクルなどに引き続き積極的に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

加えて、農業の振興を図るとともに、地産地消の推進に努めます。



1 自然環境の保全と緑化の推進

地域に存在する豊かな自然環境を保全し、それらにふれあう機会づくりに取り組むとともに、自然を大切にする心の育成に努めます。

豊かな自然環境の保全とまちの緑化の推進

- 1 (☆) 地域の豊かな自然とふれあう機会を積極的につくるため、野外活動のルールづくりなどに取り組みます。
- 2 (☆) 地域の手によって、公園や広場に花木を植栽し、管理を行うなど、うるおいある公園づくりを進めます。
- 3 (☆◆) 水源かん養、生態系保全など森林が持つ多面的機能の向上を図る森林整備を進めるとともに、三山の森林景観を保全・再生するためのガイドラインに基づき、優れた森林景観づくりを推進します。
- 4 (☆◆) 建物等の緑化事業を支援することにより、ヒートアイランド現象^{*1}の緩和や良好な景観の形成などを図ります。
- 5 (☆◆) 「街路樹サポーター^{*2}」をはじめ、区民との協働により、街路樹とその周辺部の美化等への取組を推進します。

環境を大切にする心の育成

- 6 (☆◆) エコドライブ^{*3}の推進や環境家計簿^{*4}等による家庭の省エネ・省資源の取組などを推進するとともに、地域における各種の団体の連携により、環境に関する学習会を開催するなど、地域ぐるみの取組を進め、区民の日常生活の中の環境に対する意識を高めます。
- 7 (☆◆) 多彩な地球温暖化対策事業を推進するとともに、地域に対し、エコライフに関する情報の提供を行います。
- 8 (☆◆) 地域発・地域ぐるみのエコライフを応援するなど、区民と行政の協働により、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた取組を推進します。

※1 放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどにより、都市部が周辺域より高い温度になる現象

※2 街路樹の育成を図るため、街路樹とその周辺部の美化や緑化に取り組む人

※3 加減速の少ない運転やアイドリングストップなど、環境にやさしい車の運転方法

※4 各家庭における日々の暮らしの中で発生する電気、ガス等のエネルギー消費量を管理する家計簿のこと

特徴的な場所

鴨川

鴨川は本市の市街地を南北に貫流し、京都を代表する風景の1つといえます。上流部には、豊かな自然が残されており、一部中国産との混在が問題となっていますが、オオサンショウウオが生息しています。中下流部についても、大都市の中にあっては豊かな自然環境であり、特に河原や中洲では、たくさんの野鳥を目にすることができます。コサギ、アオサギ、カワセミ、イカルチドリなどは一年中見ることができ、春から夏にかけてはツバメやコシアカツバメが、秋から翌年の春まではユリカモメやカモ類などを見ることができます。一時は、数千羽いたというユリカモメの数が、今は数百羽にまで減少しているといわれています。減少の原因はわかっていませんが、河川環境の変化にはこれからも注意が必要です。



イカルチドリ



カワセミ



オグラコウホネ



桂川

桂川

桂川は左京区広河原と、南丹市美山町佐々里を源とし、京都盆地南西部を貫流し淀川に注ぎます。京都盆地に入るまでは、山地の迫る区間が多く、嵐山から下流では市街地が広がります。上流には豊かな自然が残されており、オオサンショウウオをはじめとする貴重な生きものが見られます。また、桂川で採掘された土砂からは、かつて巨椋池で生育していたオグラコウホネの埋土種子が見つかっています。オオサンショウウオなどの生息やオオタカの飛来も確認されており、貴重な場所であることが分かっています。このほか、河川敷ではタコノアシ等の湿地性の植物が見られたり、草原性の環境を必要とするカヤネズミなどの生きものも見られる、生物多様性のホットスポット¹⁷といえます。

17 生物多様性ホットスポットとは、生息・生育する生物（外来種を除く）の種数が多く、その地域の生物多様性を保全する上で重要な地域のこと。

○京都市都市公園条例

昭和35年4月1日
条例第16号

京都市都市公園条例

（趣旨）

第1条 [この条例](#)は、都市公園法（以下「法」という。）、法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令（以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する都市公園にあつては、100分の4）とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

（指定管理者による管理）

第2条 [別表第1](#)に掲げる有料公園（本市が管理する公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）で有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園をいう。以下同じ。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園の供用に係る業務
- (2) 有料公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（行為の制限）

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（有料公園にあつては、指定管理者。以下[この条](#)、[第6条](#)及び[第12条の4](#)において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 [前項](#)の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他別に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、[第1項各号](#)に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、[第1項](#)又は[第3項](#)の許可を与えることができる。

5 市長は、[第1項](#)又は[第3項](#)の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第5条第1項若しくは[第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)又は[この条例第7条第1項](#)の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、[前条第1項](#)又は[第3項](#)の規定による許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは[第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)又は[この条例第3条第1項](#)若しくは[第3項](#)若しくは[第7条第1項](#)の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) [前各号](#)のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、[次の各号](#)の一に該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、または制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めたとき。
- (3) その他公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) [前各号](#)のほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき公益上特に必要と認めたとき。

(有料公園施設の利用の許可等)

第7条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 有料公園施設の供用時間及びこれらを供用しない日は、[別表第1](#)のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

3 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目。以下同じ。)

- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の種類、構造及び数量
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 公園の復旧方法
- コ その他市長が定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長が定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が定める事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 管理の方法
- (3) 工事の実施方法

- (4) 工事の着手及び完了の時期
 - (5) 公園の復旧方法
 - (6) その他市長が定める事項
- (公募)

第8条の2 市長は、法第5条第1項の規定による公園施設(法第2条第2項第7号に掲げる便益施設に限る。以下「特定公園施設」という。)の設置又は管理の許可をしようとするときは、別に定める事項を明示して、当該許可を受けようとする者を公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考して、当該許可を受ける者(以下「特定使用者」という。)を決定することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による公募をするときは、その応募者に、特定公園施設に係る使用料の額その他市長が必要と認める事項を提案させるものとする。この場合において、市長は、その提案に係る使用料の下限となる額(以下「最低限度額」という。)を定めるものとする。

3 市長は、[第1項](#)の規定による公募をした場合において、応募者がいないときその他別に定めるときは、公募をせずに特定使用者を決定することができる。この場合において、別に定める事項を除くほか、当該公募をするときに定めた最低限度額その他の条件を変更することができない。

(保証人及び保証金)

第9条 市長は、法又は[この条例](#)([第7条第1項](#)を除く。[次条](#)において同じ。)の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、又は別に定める保証金を納入させることができる。

(使用料)

第10条 法又は[この条例](#)の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表第2](#)に掲げる額の範囲内において別に定める使用料を納入しなければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[第8条の2第1項](#)又は[第3項](#)の規定により特定使用者を決定した場合における特定公園施設に係る使用料の額は、時価、近傍類似地の固定資産評価額、取得価額、減価償却額、使用の様態、立地条件及び公募において特定使用者が提案した額を勘案して、市長が定める額とする。

3 使用料の徴収について必要な事項は、別に定める。

(延滞金)

第11条 市長は、[前条](#)の規定による使用料を納期限までに納入しない者に対しては、督促状によって納入すべき期限を指定して督促する。

2 市長は、[前項](#)の規定により督促をしたときは、使用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 [前項](#)に規定する年当たりの割合は、じゆん 閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 [第2項](#)の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 [前3項](#)の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等)

第12条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、[別表第3](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用した場合は、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(使用料等の還付)

第12条の2 既納の使用料及び既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市長が法第27条第2項又は[この条例第13条第2項](#)の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じたとき。
 - (2) 災害その他の不可抗力により使用し、又は利用することができなくなったとき。
 - (3) 使用者又は利用者(以下「使用者等」という。)が使用又は利用を開始する日の7日前までに使用又は利用の取消しを申し出たとき。
 - (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
- (使用料等の減免)

第12条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第12条の4 使用者等は、使用し、又は利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者等の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、[次の各号](#)の一に該当する者に対して、[この条例](#)の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園から退去を命ずることができる。

- (1) [この条例](#)もしくは[この条例](#)の規定に基づく規則または[この条例](#)の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) [この条例](#)の規定による許可につけた条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により[この条例](#)の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、[次の各号](#)の一に該当する場合においては、[この条例](#)の規定による許可を受けた者に対し[前項](#)に規定する処分をし、または[同項](#)に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (地位の譲渡等の禁止)

第14条 使用者等は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 [第3条](#)から[前条](#)までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第16条 [この条例](#)において別に定めることとされている事項及び[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第17条 [第13条第1項](#)または[第2項](#)([第15条](#)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(権限の代行に伴う措置)

第19条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行なう者は、[前2条](#)の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、昭和35年4月1日から施行する。

現在位置: [トップページ](#) [まちづくり](#) [公園・緑](#) [公園の維持管理](#) [公園愛護協力会について\(北部みどり管理事務所\)](#)

公園愛護協力会について(北部みどり管理事務所)

ページ番号 82103

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2013年6月21日

公園愛護に参加してみませんか？

京都市が管理している公園では、近隣にお住まいの方々と結成されているボランティア団体によって公園の美化活動を展開していただいています。

これは、公園愛護協力会という名称で、概ね各公園を単位に組織されているもので、公園の清掃や除草を中心に、施設の点検、利用マナーの啓発などについても御協力をいただいています。

美しく皆に親しまれる公園は、多くの方の努力で成り立っています。

公園を利用される皆さん。利用マナーをしっかり守っていただくとともに、こうした愛護活動に是非とも御参加いただくようお願いいたします。

公園愛護協力会にお願いしている作業内容は？

- (1)概ね月1回以上の清掃及び年1回以上の除草作業
- (2)公園設備(照明灯・飲用水栓・トイレ・遊具等の不具合)及び樹木(枯木撤去・枝折切除等)に関する点検と連絡作業
- (3)公園の正しい利用の指導及び公園の美化啓発等

(注意)ボランティア活動の範囲で行っていただいているものですから決して責任を問うようなことはありません。

* 公園愛護協力会の結成や活動に関しては、北部みどり管理事務所までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

京都市 建設局北部みどり管理事務所
〒615-0056 京都市右京区西院西貝川町31
電話:075-882-7019
ファックス:075-882-7300





10月23日

作業前



作業中



作業後







【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度
桂川河川保全利用委員会

平成 27 年 12 月 14 日

うんですかね。

例えば、私、情報を持ってないんであれなんですけど、誘致圏域に当たる中に本当にそういう運動施設がないのかとか、その辺の兼ね合いももしかしたら出てくるのかなという気もしますので、そのあたりはいかがでしょう。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 多分ここは、自由使用ということで、当然無料で使用できる訳でして、周辺にもそういった施設はあるんですけども、我々の部門ではなくて、スポーツ部門が管理しておる公園があるんですけど、そちらの方は有料での利用になりますので、ある程度の京都市域でも周辺部からの利用も当然あるというふうには見ております。やはり無料で利用できるというのが大きいということがありまして、野球場あるいは多目的グラウンド、そちらの方でサッカーとかもやられておるといような状況ですね。

○下村委員 大体どのあたりから皆さん来られているかというのは、感触としては……。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） この辺でいきますと、西京区。隣接の区についてはある程度の利用があるというようなことは分かっています。

○岡委員 先ほどちょっと意見を言わせていただいた時に、ちょっと散漫になりましたので。

というのは、こちらの緑地の方では、もうちょっと、特に橋の下のところの広い芝生地帯のようなところ、こういったところはグリーンベルトを残す方向で運用を変えていってもらったらというのを、もう一回念押しでつけさせてもろうて良いですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 橋の下ですか。

○岡委員 橋の下流ですね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） グラウンドのところですよね。

○岡委員 グラウンドとかのところですね。

○澤井委員長 ありがとうございます。

他の案件もありますので、この案件はこのくらいにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

2-2) 桂川緑地離宮前公園（京都市）

○澤井委員長 続きまして、2つ目の桂川緑地離宮前公園について、お願いしたいと思います。

○事務局 概要の方について、説明させていただきます。

こちらの審議資料2の17ページの方になります、桂川緑地離宮前公園です。

占用目的と致しましては公園。それから、位置と致しましては、桂川右岸の12.2キロから12.8キロ付近ということで、現在の利用実態は、多目的広場が2面、園路・修景施設。

それから、占用面積につきましては8,085.32平方メートルとなっております。

19ページの方に自然環境的な状況をざっと整理させていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。

それから、18ページの方に前回審議でいただいたご意見を掲載させていただいてお

ります。中ほどの欄になりますけれども、前回審議のご意見と致しましては、河川敷の公園として良い使い方ができる場所となっている。今後もこの方向で進めていただきたい。

また、地域の歴史文化の資源としても重要な場であり、その特性を活かした利用についても引き続き取り組んでいただきたいというご意見をいただいております。

○澤井委員長 それでは、占用者の方から、カルテに基づいてお願いします。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） では、チェックリストに基づいてご説明をさせていただきます。

チェックリストの方、修正をちょっとお願いしていたんですが、幾分かかってなかった部分があったかなと思うんですが、この場で修正をさせていただきます。

占用の必要性については、京都市都市計画、桂川緑地として決定されていると。京都市の緑の基本計画、水辺の緑の整備の基本施策の中で位置づけさせていただいていると。西京区基本計画でも、豊かな自然環境を保全するため、市民による管理を行う等、うるおいのある公園づくりを進めようとしているということを記載させていただいています。

防災上の位置づけは、特にはございません。

3番、代替施設の設置、それから既存施策により機能を代替する計画は、特に今のところはございません。

川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画についても、今のところは特にございません。

そして、5番の方なんですが、占用施設の代替地の検討、それから転換ですね。それ以外の転換について、他部署と連携しているかという点なんですが、こちらについても特に、運動公園として今位置づけておまして、市街地において代替地とか、市街地周辺でございますので、なかなか現状以外の代替地、それから現状以外の用途の転換は難しいところであります。

そして、6番、占用目的、松尾大社の神事——船渡御でございますね——それに使われている点については合致しているのではなかろうかと。

それから、7番については、自由使用としておまして、特にトラブル等の発生は確認はしておりません。

8番について、多目的広場を2カ所持っておりますが、運動に利用されており、それから松尾大社の神事等にも使われており、合致していると考えております。

それから、9番の「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取り組みについてなんですが、特に連携はしていないとしております。それについて、本市環境部に現在そういう環境学習ができないか等、連携をとろうとしております。現在はまだ十分はできてないんですけども。

10番の、自然環境の保全・再生については、カヤネズミ等のお話もあったかなと思うんですが、一部については把握はしております。

11番の、水位変動により冠水・攪乱される区域の件ですが、毎年のように、25年9月、それから26年8月、それから27年、今年においても7月に広場部分について冠水をしております。

次でございます。12番、施設整備は河川の生態系の連続性の確保など自然環境に配慮しているかというところで、オギの生息地があるということで、それに対しては、水

際部について特に公園として施設整備をさせていただく予定はないということで書かせていただいております。

13番については、それに関連することですけれども、水際について、少し控えるように配慮した除草を行っておるといってございます。

14番については、花火禁止、それから火気厳禁等の看板を掲示させていただいております。

15番、環境学習・保全活動、これについては、現在は特にこちらで把握しているものは今のところはございません。

16番ですけれども、不許可の工作物は設置されていないかということで、特にはございません。

17番については、先だってもちょっと見ていただいたんですが、少し整地用具とか、倉庫等がございましたので、それについてはまた別途適正化の取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

18番については、特に水辺のアクセスの件ですね。支障となっているとは考えていません。

19番、花火、バーベキューに係る苦情が少しあるというふうに聞いております。

20番、これについては、都市公園法、都市公園条例、それから公園の管理要領に定めております。

そして、21番でございますが、動植物については、動植物の採取禁止、車両乗り入れ、火気の使用禁止については条例に定めておまして、それを要領に記載しておりますので、そういった内容で定めております。

22番については、花火禁止等の看板を掲示しております。

以上でございます。

○澤井委員長 ありがとうございます。

何かご質問とかご意見はありませんでしょうか。

先ほどおっしゃった、物置とかが設置してあるのについて、適正化を図っていきいたいと言われたんですが、どういう意味合いでしょうかね。あの時、ちょっと私だったか、他の委員の方、両方あったかもしれませんが、河川敷に物を置いてはいけないということではないんですけども、出水の時にそれが妨げにならないように、流されては困る訳ですし、基本的には一時的に撤去するということですね。その体制がとれるように確認をしていただきたいという意味合いでちょっとご意見を差し上げたと思います。ぜひよろしくお話ししたいと思います。

○河川管理者（増田） 現地でもお話しさせていただいたんですけども、河川敷、トイレとか物置とか、必要性があったら、その必要性を明記していただいて申請というのはあり得ることです。ただ、出水時にどうするの、どんな体制をするのとか、どういうスタンバイをするのとか、そこは決めてくださいと、緊急連絡先も教えてねという形を教えてくださいましたら……。そこら辺のお話ですね。必要性込み込みで色々お聞かせ願いたいと思います。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） そのあたりは河川管理者さんにご相談の上、また現場の置いてられる方に対しての適正化の取り組みをしていきたいなと思います。

○下村委員 チェックリストの方で、「京都市緑の基本計画において、水辺の緑の整備の基本施策の中で、多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する」と明記されている訳なんですけれども、これ、管理部門としては現状あるのをきちんとメンテナンスしていくというのは大事かと思うんですけど、本庁の施策の方でこの水辺ならではの多様な緑をどう創っていくかということのをきちんと考えてもらう必要があるなという気は致しますね。

この緑地離宮前公園、なかなか良いスペースで、魅力的な場所だとは思いますが、今は割と運動系の広場利用のことが中心になっているんですけども、それぞれの場を活かすということは考えていただきたいなど。

それから、こちら、チェックリストの方では、船渡御のことについては色々書いてあるんですけども、カルテの方にちょっとあったんですが、桂離宮に面しているという空間的な魅力というのはすごくあって、高水敷のところからぱっとスロープのところを見上げて桂離宮があるという、あの雰囲気はやっぱり壊しちゃいけないと思うんですよ。あそこの緑地の一つの場所としての魅力としてきちんと、もちろん皆さん把握されているとは思いますが、大事なものとして位置づけていただきたいなという気が致しました。

○塚本副委員長 この場所は、この委員会が始まったころから見ると、良い意味では割と自然。特に船渡御から下流の方は割と自然。悪く言えばほったらかしかなという……。まあ、ほったらかしで良いんですけどね。ほったらかしでも人が来るというのが一番魅力があるんですけども、先ほど京都市さんに申したように、幾つかの川らしい川とか、それから連携とか、それから体制ということに対しては余り動きがないなど。ここはひとつやっていただきたいというのがね。せっかくそうして使われるんだったら、もうちょっと活かして欲しいなというのを感じます。

○岡委員 先ほどの緑地公園とも関係するんですけど、一応こちらの方も細長い公園で、ちょっと申し訳ないんですけど、全部見れてないんですが、生物とか自然環境に関する看板というのはない訳ですね、普及啓発の。案内板というんですか。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） 特にはなかったと思います。

○岡委員 そのあたりも、先ほど緑地公園の方のあれで時間もないことから聞けなかったんですけども、先ほど先生が言われましたような歴史とかも含めてですけど、やっぱりもうちょっと普及と言いますかね。情報を普及して、例えばカヤネズミとかだったらいたずらされたりということもあるんですけども、余り人的に影響のないようなところの情報を書いていただいて、普及して、そういう生物とか自然環境に親しめるような気持ちを持っていただくということをもう少し全体的にさせていただいたらと。離宮さんの方だけではなくて、他のところも京都市さんとしてお願いできたらなと思います。

例えば、たまたまこの間行きました時に、チョウゲンボウかコチョウゲンボウという猛禽類の、タカ類ですね、それがバタバタ、バタバタと羽ばたいてまして、多分ネズミか何かを狙っていたみたいですね。そういう狭い川の環境ですけども、やっぱりどこから飛んできて、そういう環境があるんですよ。そういうものを看板とかにしてもらって、自然環境が割と豊かなとこなんだということを広報していただいて、より親しんでいただくというのをね。

そういうものは、地域の人たちとかに情報を聞いて、間違いのないところを書いていただくということで、地域の方の知恵を生かしていただくと。そういったところの連携、河川管理者もそうですけども、そのあたりはできるだけ地域の方を発掘と言いますか、連携していただいたり、私とこなんかも使ってもらっても結構ですので、協力させていただきますので、できるだけアウトリーチをふやしていただくということがやっぱり必要じゃないかなと思います。

○越智委員 21ページの奥の広場は、特に野球が多いですか。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） そうですね。

○越智委員 これ、ネットがあるんですけど、これは京都市さんで……。当然ボールが川に入ってしまうんで。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） 京都市で直接設置したものではないんですが。

○越智委員 手前の3番の広場は、特にどんなことをされているんですか。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） こちらの方はグラウンドゴルフですね。

○澤井委員長 管理者の方から何かございますか。

○河川管理者（寺内） いえ、先ほどの事例と同じでございます。

ちょっと1点確認したいんですけども、こちらの方は公園の管理マニュアルを定めてらっしゃるんですか。先ほどマニュアル的なものはないとおっしゃってましたが。

○占用者（京都市 北部みどり管理事務所） すみません、管理マニュアルと言いますか、要領ですね。先ほどと一緒に、要領というのは定めています。ここにはないと書いてしまっているんですが、一応はございます。ただ、それはもともと都市公園法、それから条例とかに基づいた管理をします。それ以外、もう少し、少し具体的には書かせてはいただいているんですが、占用許可の際に出させてはいただいています。

○岡委員 1点だけ。

先ほど、鳥が飛んでいるということで、チョウゲンボウかコチョウゲンボウということを書いてきましたけども、やっぱり京都府のレッドリストではもう絶滅危惧種になってますね。ですので、ああいったところは完全にそれは利用しているということですね。だから、餌が何らかあるからということですので、結構ランクが高いんで、そのあたりは、草地とか森林——森林ではない。どちらかという草地かな。管理はちょっと慎重にやっていただきたい。

○澤井委員長 ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

2-3) 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町）

○事務局 それでは、概要の方を説明させていただきます。審議資料2の33ページの方になりますけども、続きまして、大山崎町桂川河川敷公園の概要についてご説明させていただきます。

占用目的としましては公園で、位置と致しましては右岸。河口付近ですね。右岸の0.0キロから0.4キロ付近に位置してございます。

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 人と川とのつながりを重視した利用と管理にあたること。利用と管理の実態を把握するとともに、公園施設として設置・整備した施設のうち、遊休・荒廃の状態にあるものは撤去し、河川環境に負荷を与えない利用と管理にあたること。特に除草にあたっては、本川沿いの水際を全て可能な限り幅広く刈り残すこと。
- ✓ 利用と管理の新たな取り組みについては、定期的に調査・確認し他の占用施設の利用と管理に活かすとともに委員会開催時に報告を行うこと。
- ✓ 利用と管理の実状把握にあたっては、利用者と連絡を密にして情報を入手するとともに利用者に河川環境保全と再生の取り組みについて理解と参画を促すよう努めること。

平成19年 委員会

- ✓ 草を刈らない空間の扱いについて、関係者と協議の上具体化していただきたい。
⇒ 草刈り範囲は河川管理者と打合せを行い、除草範囲を園路から2mとして、それから水際までの間は草刈りをしていない。
- ✓ 自由使用といえども利用実態を把握することが重要である。ある特定の団体等の排他独占的な利用にならないよう、利用実態の把握を行っていくこと。
⇒ 有料施設ではないため、利用者の把握は困難である。

平成21年 委員会

- ✓ 草を刈り残すことについて、意見が尊重されている。
- ✓ 堤防天端の駐車車両の実態把握に努めるとともに、占用地の利用にあたり車の使用を抑えるような啓発を実施していただきたい。
⇒ 公園使用許可者に対して、必要最小限の車両乗り入れを認めている。

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ 河川敷の公園として良い使い方ができる場所となっている。
- ✓ 地域の歴史文化資源としても重要な場であり、その特性を活かした利用について引き続き取り組んでいただきたい。
⇒ 地域の特性を活かした利用に努めていく。

平成27年 委員会

- ✓ 物置などの必要性を河川管理者と調整を行い、出水時の対応を明確にした上で、許可申請を行うこと。
- ✓ 公園周辺の自然環境の情報を収集し、啓発看板などにより利用者に情報提供を行うこと。
- ✓ 関係部局と連携を図りながら、生物の生息環境に配慮した植生の刈り残しなど、連続した緑地環境を保全できるような管理を行っていただきたい。
- ✓ 桂離宮に面している景観的魅力を保全していただきたい。
- ✓ 河川管理者と占用の必要性や今後の管理内容を早急かつ詳細に協議されたい。

57.桂川緑地公園

記入者： 京都市建設局南部みどり管理事務所

松田 浩一， 濱田 将宏

ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 <p>(H30. 9. 6 事務局撮影)</p>
現在の利用形態	・野球場 1 面、多目的広場 1 面、テニスコート 2 面	都市計画の有無	有（都市計画マスタープランにおいて都市計画公園に位置づけられている）
占用面積	25, 441. 62 m ²	付帯施設等	移動式便所 1 箇所 ベンチ 9 基
許可の経緯	<当初許可> S46. 2. 5 <許可期限> H32. 3. 31	利用者数	平成 25 年度 -人 平成 26 年度 -人 平成 27 年度 -人 平成 28 年度 38, 000 人 平成 29 年度 42, 000 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	・堤内地側（上流，下流側）は，住宅を中心にして工場，商業施設等が混在する市街地。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・広域避難場所 ・特になし。		
その他特記事項	・市民のレクリエーションのための広場として昭和 46 年 2 月 5 日付で占用許可を受け，以後も占用の継続を行い，現在に至っている。		

ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11.2k-60m～ 12.2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市民のレクリエーションのための広場として、今後も利用が見込まれる。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体は、京都市建設局南部みどり管理事務所である。 管理規則は、桂川緑地の管理運営要領に基づく。 定期的に除草及び清掃を実施している。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 自由使用と定めている。（禁止事項については、看板等による是正啓発を実施。） 駐車場としての利用なし。 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 植生の刈り残しなど、連続した緑地帯を保全できるような管理を行っていただきたい。 利用者の自然環境への意識、マナー向上の啓発看板などの設置を行っていただきたい。 安全管理の観点からも、利用実態調査を行うこと。 河川管理者と占用の必要性や今後の公園管理者としての管理内容について早急かつ詳細に協議されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 水際部の植生を刈り残し存置することで、連続した緑地帯を保全できるようにしている。 公園利用者に指導を行った結果、公園利用のマナーが改善された。このため、啓発看板は設置していない。 概算ではあるが、利用者数を調査している。 占用継続協議において、占用の必要性や占用区域を示す看板の設置について確認した。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 上欄に記載のとおり。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は、細長く、グラウンド、テニスコートなどを園路で結んだ整備が行われている。 ・ 三号井堰の下流は中洲などもあり多様な環境である。 ・ 中洲はツルヨシ群落やヤナギ群落が主体である。 ・ 一方、上流は堰の湛水域である。 ・ 堤防の河岸に巨木がありランドマークになっている。 ・ 占用地の川側にはフェンスが設置されている。 ・ 上流部の背後地は住宅地である。 ・ 下流部は天神川との導流堤となっている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 三号井堰の下流の中洲は、ツルヨシ群落や、ヤナギ群落が中心で多様な環境であり、河原やヨシ原を生息場とする生物にとっては重要な環境である。 ・ 三号井堰の上流の低水路部は、堰の湛水区間が連続し、カモ類など静水面を利用する鳥類にとって重要な環境である。 ・ 下流の中洲でサギ類の集団繁殖地が確認されている。 ・ 重要な種として、陸上昆虫類ではグンバイトンボ等、小動物ではカヤネズミ等が周辺で確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 10m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 22m ・ 堰の上下流と一部の河岸に低水護岸が設置されているが、ほとんどは自然河岸となっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 2～5m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰下流の中洲のツルヨシ群落や堰上流の湛水域は鳥類などにとっての重要な生息場であると考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク : A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11.2k-60m～ 12.2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	----------------------------

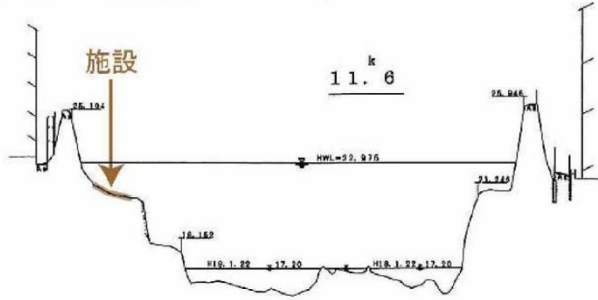
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：11.6k)



(H30.9.6 事務局撮影)

ランク：A

番号	57. 桂川緑地公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 11. 2k-60m～ 12. 2k+30m
----	------------	------	----	------	-----	----	------------------------------

(写真撮影者：委員会事務局)



(H30. 9. 6 事務局撮影)

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:57.桂川緑地公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			都市計画マスタープランにおいて、都市計画公園に位置付けられている。			O:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都市地域防災計画において、広域避難場所として指定されている。			O:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない。			O:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			計画はない。			O:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			連携していない。			O:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的が「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			占用目的は公園であるが、水辺に近い市民憩いの場、自然豊かな場、自然観察の場という点で一部合致している。			O:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			自由使用としている。独占的な利用は認めていない。			O:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			自然と触れ合える市民憩いの広場として、目的に合致している。			O:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			使用については自由使用と位置づけられており、施設利用者や占有者の間で連携はない。管理者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。			O:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	植生の刈り残しなど、連続した緑地帯を保全できなくなるような管理を行っていただけたい。	水際部の植生を刈残し存置することで、連続した緑地帯を保全できるようにしている。	独自調査は実施していないが、保全利用委員会の調査に記載されている事項は把握している。			O:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			基本的に自然河岸であるため、ほぼ全域にわたって冠水する可能性があるが、具体的な降雨量との関係は不明である。 直近では平成30年7月5日豪雨及び9月4日台風で冠水した。			O:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:57.桂川緑地公園)

No	確認の観点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12	確認の観点	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際に緩衝緑地を設置等	過年度意見	新たな施設整備は行っておらず、既存施設のみを実施している。ただし、水際を刈草することによって緩衝帯としての役割を期待している。	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)刈草されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)刈草されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	過年度意見	ゴミ収集は定期的に実施している。水際部は人の手がほとんどくわえられていないことから自然な状態が保たれている。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
14	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設利用者に占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	過年度意見	占用区域を示す看板は設置済み。公園利用者に指導を行った結果、マナーが改善されたため、啓発看板は設置していない。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	過年度意見	特に行っていない。 管理者主導の活動は予定していないが、利用者や他の行政機関等から、当該目的での利用について申し入れがあれば、可能な範囲で対応する。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか	過年度意見	設置されていない。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
17	占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、遺入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)・トイレ、遺入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	過年度意見	使用していない。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	過年度意見	横断防止柵が設置されている。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	過年度意見	ゴミの不法投棄については、巡視点検等の発見や、通報を受け次第、撤去している。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	過年度意見	概算ではあるが、利用者数を調査している。 占用継続協議において、占用の必要性や占用区域を示す看板の設置について確認した。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	過年度意見	特に定めていない。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	過年度意見	桂川緑地の管理運営要領において、都市公園として運用することが定められており、都市公園としての法令に基づく公園利用の注意喚起は、看板の掲示により周知している。	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考

【参考資料】

利用者数の把握方法

■平成 28 年度

平成 28 年 10 月 14 日（金）（晴れ）調査

公園内で 1 時間（14 時～15 時）あたりの利用者数をカウントした。

⇒19 名

この数値に、1 日 8 時間として乗じた。

⇒152 名

この数値に、京都府の年間降水日数（平成 28 年度：112 日）以外の日数 253 日に乗じた。

⇒38,456 名

上記を丸めた数値を採用

⇒38,000 名

■平成 29 年度

平成 29 年 10 月 10 日（火）（晴れ）調査

公園内で 1 時間（14 時～15 時）あたりの利用者数をカウントした。

⇒20 名

この数値に、1 日 8 時間として乗じた。

⇒160 名

この数値に、京都府の年間降水日数（平成 29 年度：103 日）以外の日数 262 日に乗じた。

⇒41,920 名

上記を丸めた数値を採用

⇒42,000 名

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度
桂川河川保全利用委員会

平成 27 年 12 月 14 日

だくという形で考えております。

○河川管理者（松原） 委員会の意見がここに載るといことですね。まとめた意見。一々書いていただくというのではなくて、この場の意見がここに載るといことでございます。

○下村委員 載せていただいて、さらに成果物としてはこれに反映していくといことですね。

○河川管理者（松原） そういことでございます。

○澤井委員長 毎回この委員会の最後にそれを確認をしています、どうい意見を載せようかといことを。

他にご質問ありませんでしょうか。

○岡委員 岡ですが、新米で恐縮ですけども、この委員会の説明会がございましたね。この時の配付資料といのは、このチェックリストとか配付されているんですが、他に、例えば河川の管理マニュアルとか、そういったものも配付されているんですか。

○河川管理者（松原） そこまでは配付してません。

○岡委員 チェックリストを主に配付されて説明されていると。

○河川管理者（松原） はい、そうです。

○澤井委員長 それでは、今年度の審議対象案件、それからカルテの修正、チェックリストの修正といのは今の説明資料のとおりといことに致したいと思ひます。

それでは、個別の案件に入っていきたいと思ひますが、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（高橋） 本日の審議の順番を説明させていただきます。

審議いただく案件は、本日は5件でございます。議事次第の順番でございますけども、この順番は当日に現地視察をしていただきました順番といことで、その方が多分委員の皆様も記憶をたどりやすいのかなといことで、その順番にさせていただきます。

なお、羽東師運動広場と淀・桂川グラウンドにつきましては、現在、河川工事のために閉園中でございます。河川工事によって大幅に地形が改変される予定でございますので、この2件につきましては少し特殊な事情がございますので後ろに回させていただきます。ですので、桂川緑地公園が1番目、桂川緑地離宮前公園が2番目、大山崎町桂川河川敷公園が3番目、羽東師運動広場が4番目、淀・桂川グラウンドが5番目でございます。

各案件につきまして、この後、事務局から審議対象案件の概要と、それから自然環境的条件及び前回審議の意見についてご説明を簡単に行いまして、その後、占有者の皆様から前回意見に対する対応につきましてご説明をいただきたいと思ひます。

2) 平成27年度 審議対象案件

2-1) 桂川緑地公園（京都市）

○事務局（高橋） それでは、1番目の審議案件でございます。桂川緑地公園でございます。

す。

○事務局 引き続きまして、事務局の方から、審議案件1件目、桂川緑地公園についての概要と前回審議でいただきましたご意見について簡単にご説明をさせていただきます。こちらの審議資料2の審議対象案件の占用施設説明書に基づきましてご説明させていただきます。

まず、2ページ目を開いていただけますでしょうか。こちらの方に桂川緑地公園についての概要を記載させていただいております。

占用目的と致しましては公園。位置は桂川左岸11.2キロから12.2キロほどとなっております。

現在の利用形態と致しましては、野球場が1面、多目的広場が1面、あとテニスコートが2面。

占用面積につきましては2万5,441.62平方メートルということで、約2.5ヘクタールということになっております。

4ページの方に、桂川緑地公園の自然環境的状况について簡単に整理させていただいております。

一番上の段、占用地及び周辺自然环境ですけれども、公園に隣接して桂川の三号井堰がございますが、上流は湛水域になっております。下流につきましては、中洲などもありまして、多様な環境が形成されております。その中洲につきましては、ツルヨシ群落でありますとかヤナギ群落が生育しているといった状況になっております。

また、堤防の河岸には巨木がありまして、ランドマークにもなっております。

それから、一番下に環境面から見た望ましい利用方針ということで記載させていただいておりますけれども、堰下流の中洲のツルヨシ群落でありますとか、堰上流の湛水域につきましては、鳥類などにとって重要な生息場となっているということもございますので、特に生物の繁殖期、こちらにつきましては、多くの人が集まったり大きな音を出したりといったような、生物の忌避行動につながるような行為は避けた方が良いという風に考えられます。

また、昆虫等の生息域となります自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図ることが望ましいというふうに考えられます。

1ページ戻っていただきまして、3ページの方に前回審議のご意見の方を整理させていただいております。

中ほどになりますけれども、前回審議でいただいた意見が3点ございまして、まず1点目が、適正な利用への改善が進められているということでございますけれども、ネットなどの設置物が出水時に流出しないような対策を引き続き検討していただきたい。

2点目と致しましては、占用地周辺に樹木があるなど、河川の景観としても好ましい空間である。緩衝帯としての水際の草の刈り残しなど、生物との共存についてご検討いただきたい。

それから、3点目と致しましては、テニスコートの舗装につきましては、補修するのではなく、撤去についても検討いただきたいといった意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） そうしましたら、チェックリストの方なん

ですけれども、項目で、まず占用の必要性ですけれども、当然、都市計画上の都市施設（公園）として位置づけられておるという中で、占用の必要性はあるものと考えております。

それから、2番目ですけれども、これは京都市の広域避難場所に指定されておるといところでございます。

それから、4番目ですけれども、これは川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるかというところで、テニスコートがございませぬ訳ですけれども、舗装について撤去を検討いただきたいという中で、現状ではテニスコートのメンテナンス上、やっぱり舗装は必要であるというふうに私どもは考えてございます。

それから、5番目ですけれども、これは関係部局と連携しているかというところですが、本市の環境政策局の環境管理課というところがそういった部門なんですけれども、確認したところ、今のところ市レベルで具体的な取り組みは行っていないということになってございます。

それから、占用目的というところで、川らしい、川でなければならないというところなんですけれども、こちらの方の本編のチェックリストの方には、住民要望もありグラウンドを撤去することは難しいという風を書いておるんですけれども、河川敷ということで、利用者から致しまして、開放感のあるスペースであるというところ、当然川であって、そういう川の気分を満喫できるというような中でのご利用でございますので、そういった意味からも継続利用が望ましいのではないかとこのように考えてございます。

次に、7番目、公平な利用ができていないかというところですが、この公園につきましては自由利用ということで、一般に開放している訳なんですけれども、特に苦情もなく利用ができていないのかなというふうに考えております。

また、利用に関するトラブルがあれば、その都度適正利用に関する指導を行ってまいります。

それから、9番目ですけれども、連携体制というところで、河川レンジャーアドバイザーの田子稔氏と連携させていただきまして、植物保全の観点での除草、そういったことを検討していけたらなという風に考えておまして、できるところから順次そういったことを検討しながら実施していきたいという風に考えてございます。

それから、自然環境の保全・再生というところで、府のレッドリストに記載されておりますカヤネズミ、こういったものがカヤ原に生息しておると。危惧種には指定されておりませんが、ウマノズクサ、それからノアザミ、そういったところもだんだん生育面積が減少しているというようなことがあるということをお聞きしております。そういったことから、ここの公園についても重要な役割を果たしているという風なことは認識してございます。

11番、水位変動による冠水の状況ですけれども、過去の実績から致しまして、おおむね把握しているところでございます。

次のページに参りまして、12番、こちらの方も、環境に配慮した、テニスコートの話なんですけれども、どうしてもテニスコートを利用する市民が少なからずございますので、テニスコート周辺の草の刈り残し、こういったこともできるところからやしていきたいという風に考えまして、そういったことを配慮しながら継続利用を行っていき

たいという風に考えてございます。

次に、13番ですけれども、これはごみなんですけれども、占用区域については清掃業者が適宜巡回してごみの回収を行っているところです。

また、何か投棄とかあった場合についても、当然対応して撤去の方をさせていただいているというところでございます。

それから、20番ですけれども、利用のルールですけれども、こちらについては、京都市の都市公園条例あるいは都市公園法、こういったものに、当然ですが、そういったことで管理運営をしていると。利用については自由利用という風になってございます。

それから、最後ですけれども、ごみの投棄あるいは花火の禁止、そういった看板は設置しておる訳なんですけれども、それ以外の利用ルールについては今のところ周知はしてございません。

以上でございます。

○澤井委員長 ありがとうございます。

それでは、只今の事務局の方、それから占用者の方からの説明について、何かご質問とかはありませんでしょうか。

○下村委員 これは占用者の方というより、むしろ河川管理者の方にまず伺いたいんですけども、私、初めてで、ちょっと分からないところもあるんですが、こちらの占用施設説明書の4ページの方に自然環境について色々細かく調べられたものが入っていて、なるほどな、こういうところなんだと分かるんですけども、この資料を拝見していると、占用箇所とその周辺の自然環境の状況についてはここに記載されているんですけども、桂川全体の環境分脈の中でこれがどういう意味を持っているのかとかが私ちょっと分かりませんで、例えばここにこういうのがある、ここでなくなっちゃったら桂川全体で失われてしまうのかとか、桂川の、全川とは言わないまでも、一定区間の中にどういう自然環境があって、今回それぞれの占用箇所における自然環境というのがどういう意味や価値を持っているのかというのを先に整理しておいていただけると、それぞれのポイントで何が本当に大事なもののなのかというのがすごく議論しやすいんじゃないのかなという気がします。

今回はそれはちょっと用意されてないのかもしれませんが、自然環境の状況を説明される時に、そこら辺も加味してご説明いただけたらありがたいなと思いました。

それから、もう一つついでに申し上げますと、これは占用者である京都市さんの方にちょっと伺いたいんですけども、この間、現地を拝見した時に、空間的な広がりがすごくあるところで、それはやっぱり河川緑地の一つの財産だなと思うんですが、河川の工作物がある、井堰があるところのずっと連なりの部分というのを、おそらく占用エリアから外れているのかと思うんですが、草刈りがなされてない状態で、そこだけもさもさだったんですね。

それは、利用者側からすると、本来、空間は一体のもので、草刈り密度等を河川管理者さんと管理協定なり相談なりされて、一体的に管理される方が良いんじゃないのかなという気もしたんですが、その辺については何かお話みたいなものはあるんでしょうか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 一定、占用のルールの中で草刈り等はやっ

ておる訳なんですけれども、占用区域以外にも、例えば法面であったりとか、プラス何メートルというふうなことはあるんですが、あそこについては特段の定めがなかったという風に認識しているんです。そういった形で、今後そういったご意見を踏まえながら、できるところはやっていきたいなという風には考えてございます。

○下村委員 带状に、があつと残ってましたもんですから。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 石張りのとこですよ。

○下村委員 はい。

それと、P T Aさんが置かれている、川に近づくると危ないよみたいな看板があったんですが、あれは占用許可等をとられているものなんでしょうか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） あれは夏休み期間中だけつけておるといような状況の中で立てられたようなんです。あの時に帰ってすぐに学校の方に連絡をとらせていただきまして、既に撤去されておると。また次出す時にも、文面もプラス、怖いとか危ないとかいうような記載があったと思うんですけれども、その辺もよく考えながら許可をお出ししてつけていくようにしたいなという風に思っております。

○澤井委員長 他に何かご質問、ご意見ありませんか。

○岡委員 この緑地だけではなくて、離宮の方の緑地に行った時に市の方に説明していただきまして、その時にちょっとお伺いしたことがありまして、管理運営の規約という名前でしたかね。管理運営要領がございませぬ。このあたりが緑地によって微妙に違っているのか。市として統一されたものであって、例えば細則とか技術的な細かいことですね、そういったこととかが統一されているのか。特に草刈りのことを言っているんですけども。

それと、あとは細則と言いますか、要領が、河川管理者さんとか、こちらの方の意見と委員会の意見、それから淀川の全体の管理委員会、保全委員会の意見とかと連動しているのかどうか、私も初めてでして、分かりませんので、ちょっとベーシックなところで、そのあたりが公園公園で、緑地緑地で違ったりしている感じをものすごく受けましたのでね。こちらは割と残っているのに、こちらではほぼ残っていないとかいうのがありまして、そのあたりがありましたので、これは管理者さんの方と両方かも分かりませぬけども、もしそのあたりが、ちぐはぐ言うたら失礼ですけども、ちょっと漏れがあるようなシステムになっているんだしたら、やっぱり補充してネットをかけないといけないと、そういう風に思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 要領につきましては、一般的なことを定めているというような内容になっているんですけれども、それは占用更新時とかに明らかにさせていただいておる訳なんですけれども、そういった中で管理していく上でどうしていくかというところが定められていると。

ところで、我々がいただいて、あるいは要領を使っているものと、それからもう一つ、北部みどり管理事務所なんですけれども、そちら、内容は同じです。ただ、その運用と言いますか、草刈りについて申しますと、こちらの委員会でご指摘あるいはご意見のあったところを反映させながらやっていっているところなんだと思うんですけれども、例えば重要なそういう守るべき草木群があるというところであったら、北部みどり管理事務所の方ではそういったところの草刈りを控えて刈り残しをしているというよう

な状況になっていると思ひまして、その辺が違つたと思うんですけれども、私どもも、委員会の方からそういったご意見、お知恵をいただきましたら、そのようにやっていきたいなというふうに考えておりますので、要領によって違ふということではございません。

○岡委員 ちょっとそのあたりが、個別の緑地で判断してということもあるんですけどね。例えば鳥とか移動性の高いものでしたら、端の、まあ北と南ですよ、ほとんど、2つの公園で言つたら。対岸というのはちょっと難しいかも分かりません。鳥なんかの場合は、それから昆虫とか、そういうものは余り決定的なものがない限り連続しているんですよ。ですので、やっぱり北部というか、離宮さんの方でかなりベルトが、5メートルですか、残っているけども、こちらの方ではそんなに、河畔林みたいなものはありますけども、さほど、見た限りではなかったというあれがありますよね。

やっぱりグリーンベルトを残すということが前提でそのように、完全に、自然ですので、あんまり一律にという訳にはいかないところがようけあるんですが、そのあたりはもうちょっと、どちらかというといふ方へ、運用と言われますけども、やっぱりこういったところの意見を反映していただいて、良い方へ倒していただきたいと言いますかね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） そのように考えてございますので。

○岡委員 それと、先ほどの、まずはカヤネズミがあるんですけども、カヤネズミの方は南の方で、そちらの方は特段草刈りは……。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） してないところですね。

○岡委員 そこは占用区域ですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） じゃないです。

○岡委員 さらに南側。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） はい。

○岡委員 そこは特段、京都市さんとか河川管理者さんの方でもさわっていないようなところですか。カヤネズミの生息場所。

○河川管理者（増田） 河道内とかということになりましたら、さわってませんね。ほつたらかしというか、表現は悪いですけど、保全じゃなくて、保存という感じで、刈ってません。

○岡委員 それと、ウマノスズクサが絶滅危惧種に指定されていないがということなんですけども、こちら外かもしれませんが、準絶滅危惧に入っているという感じなんですけども。たまたまちょっとここに京都府のレッドリストを持ってまして、入ってますんですよ。ですので、そのあたりの、少なくともレッドリストに、2015年に、今年か何かに改定されましたので、できるだけそのあたりのところは見ていただいて、少なくともレッドの種とかは何とか最低限、一番最初に優先的に守れるように現場の方に知っていただいて、それから地元の方先ほどの方にヒアリングしていただくというのは非常に良いことだと思いますので、この緑地だけじゃなくて、全体でそういう仕組みを作って地域の情報が上がるようにということで対応していただきたいと思ひます。

○澤井委員長 他にございませんか。

○塚本副委員長 塚本です。京都市さんというのはあと2つあるんですけど、下村さん、それから岡委員もおっしゃったように、例えば桂川であれば河川ですよ。それから、

公園でもありますよね。行政の場合、非常にそういう時、余り分かれていると、なかなか実態に対して共有できないというところがあって、この前、たしか立派な、水と緑、京都市がこれをやっていくという、あれ、以前いただきましたよね。あの辺の政策で、例えば桂川についての公園の三者が集まったり、あるいはそこに河川課の方が一緒に入ってどうしていこうかという話し合いというのはないんですかね。あればうれしいんです。

というのは、1つ京都市さんのなかなか良い案というのは、この10年以上ぐらいかな、市バスとか、交通に対する政策というのが非常によく見えてくるんですね。それは非常に大きな意味があって、京都市さん自身のその政策の中で、この桂川も、せっかくの自然、水と緑というのがあれば、陸と水の関係というので、少しそこに力を入れられて、ああいうパンフレットをしっかりと作られて、水と緑という風にうたっておられたしたら、もうちょっとその辺が見えて欲しいなというのもあるんですけどね。決して文句を言っているんじゃないでなくて、これは期待できるなというのを兼ねて。そういう話し合いというのはないんですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 今のところ、川の方面ですね、それから公園の管理部門というところで直接的にそういった話し合いというか、そういうのはまだ持たれてない状況ですね。今のところ、やはり治水対策の方が大きいというところで、そちらの方ではそういった連携はかなり進んでいるとは思いますが、緑に親しむというような面ではまだちょっと遅れておるなということは、実際そうやと思います。

○塚本副委員長 もしまとめるとしたら、どの辺ですか。副市长あたりなんですか。それとも……。

というのはね、後で話が出てきますけど、治水についても、今後の話になると、非常に新たな認識の仕方、おそらく国はもう、例えば20年ほど前からある程度そういうことを考えながら、あると思うんですけども。だから、治水も含めてね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 治水の方は、全市的な横断的な組織でそういった対策、検討はしている訳なんですけれども、その中に、もちろん性格が違いますので、そこに緑が入っていくということはないと思いますけれども、そういった体制はまだ正直何もできてないというのが現状です。

○越智委員 テニスコートの撤去も検討されたいという前回のところで、コート改修の要望があるということなんですけれども、8ページの図を見せていただくと、かなり草が生えているような状況で、この下はどんな状況ですか。草ですか、土ですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） これ、一応舗装なんですよ。なっているんですけど、周りが、目地のところとか、そういったところで草が生えているという状況です。

○越智委員 これ、ちょっとテニスコートのイメージでいうと、例えば杭があって、ネットがあってというようなところを連想するんですけど、そうではないんですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 確かにそういう場所もあるんですけども、ただ、そればかりじゃなくて、そういった大きさ、テニスコート大の大きさですね、そこで練習という形でされるということはあると思います。それから、そのネットを何とかしてくれという要望もありますので。

○越智委員 管理をされていないということですので、ネットの置き場所とか、そういうこ

とが問題になるかと思うんですけどね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） それは、なかなか難しいところなんですよ
ね。

○越智委員 ただ、その下の部分だけはやっぱりテニスができるような状況にしておかな
いと、せっかくあるのにといいことですね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） それをなかなかできてないのが現状なんで
すけれども、そこは要望に従って、できるだけはしていきたいというふうには考えて
おるんですけども。

○越智委員 あと、グラウンドのところ、いついつ使いますとかいう、あれがあったん
ですけども。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） あれは、あの時すぐに戻りまして、そうい
ったことは困るということで指導させていただきました。

○澤井委員長 基本的に、自由利用というんですかね。そういう原則にしてあるんですけ
れども、今、越智さんからご指摘のあった、一日中ある団体が、占用ではないかもしれ
ませんが、イベント的に使うというのは、その場合は届け出とかをするようにして
られるんですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 全体を使っていただくのは難しいですけれ
ど、ある一定の部分的使用であれば、届け出をいただければ、それは認めていたら良
いと思うんですね。ただ、ああいった形で一方的にやるというのは、それはもう全然外
れた話なんで、それは当然やめていただくように指導はさせていただきます。やはり
適正利用というような場合、1団体2時間程度とか、程度問題はあると思うんですけれ
ども、そういったルールの中でやっていっていただくというのが原則で。

○澤井委員長 時間とエリアの問題ですね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） そうですね。それはマナーという形で守っ
ていただきたいというふうに考えてます。

○澤井委員長 それは、今回のようにちょっと逸脱する者が出た場合にはその注意とい
うのができますけれども、そうじゃなくて、事前にそういうことを利用者に周知させるよ
うな努力というのは何かできないんでしょうか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） そうですね、それは周知する看板とか、そ
の辺の設置ということでかしょうがないかなというふうに考えてます。一定、土地
利用とか、公園利用の規則の中ではそういう風に定めているんですけども、なか
なかそれは見ていただくことも少ないと思いますんで、やはりそういった看板ですね、
そういったことが必要かなというふうには思ってます。

○澤井委員長 それでよろしいでしょうか。

事務局の方からは特にご指摘ありませんか。

○河川管理者（寺内） すみません、河川管理者の方から。

この場で色々意見を言うべきではないかもしれませんが、もう少し公園管理者として
利用実態を押さえていただくよう努力していただいて良いですかね。

まず、2ページ目をあけていただきたいんですけども、利用者数を全く把握していな
いという中で、今後も利用が見込まれるというのは、私ども占用許可を出す国としては、

何をやっているのか、よく分からないですね。

それと、今、先生方、かなりオブラートに包んで言っていていただけますけれども、チェックリストも含めて、今日挙げた、またいただいたご意見をきちんと京都市の本庁の方に伝えていただいて、どういう風に動いていくのかというのを都市公園部局としてきちっとやっていただかないと、この場で挙げていただいている意味が全くないと私は判断しておりますので、よろしくお願い致します。

なぜかと申し上げますと、公園管理者として安全管理も含めて把握していないと、もしここで何か事故があった、子供が死亡事故につながってしまったといったら目も当てられないですよ。きちんと本省の都市局の方から公園管理の安全の通知も出させてますけれども、ちょっと余りにも、他の占用手続等も含めて管理者としての取り組みが全くちょっと、この場ですら出てないので、しっかりやっていただけますか。改めて事務所の方から京都市の本庁の方にも伝えさせていただきますけど。

すみません。申し訳ございません。

○河川管理者（増田） 続けてよろしいでしょうか。

2 ページの「その他特記事項」の中で、平成25年、グラウンドの表土流失とか護岸洗掘とか被害甚大というところ、そこの修復も含めて、どのぐらい水がかぶり、何日間このようになっていて、結果的に何日使えなくて、その間、利用者の方は結局どうしていたのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいなと思うんですけども。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） これは、25年については、台風の時なんですけれども、ここに書いてますように、表土流失あるいは堆積もございましたけれども、これの復旧に約4カ月ほどかかってございます。それは補正予算を組んでいただきまして、その中でやっていったということで、多少は遅れているということはございますけれども、その4、5カ月の間、利用というのはちょっと滞ったというところですよ。

○河川管理者（増田） 利用者の方々は、その間、別のところで何かやっていたというか、一切何もできなかったという感じですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 一部はもちろん使えますけれども、あるいは半分ぐらいはですね、そういった状況になってございましたので、使用できない状況でした。

○河川管理者（増田） またこれから先、占用書類の関係で色々チェックさせていただくことになるんですけども、先ほどうちの副所長が言ったみたいに、利用者の利用状況の把握の仕方とか、利用内容とか目的とか、内訳込みで、概算ですし、日によっても違いますし、誤差もあるでしょうけども、そこら辺をつかんだ上での管理者としての姿を見せていただけたらなと思います。どんな遊びをしているとか、そんなことも分かったらいいと思います。

○下村委員 今おっしゃっていたのとちょっと関係あるのかもしれないんですが、利用実態の件で、これ、いわゆる近隣公園とか地区公園とか、そういう位置づけの公園ではないので、特に地元の方に密着しているのかどうか、ちょっと分からないんですけども、どのぐらいの範囲の方が利用する誘致圏域を持っている緑地なのか。ものすごく遠方の方も魅力を感じて来るような施設の整備内容ではないような気がしますし、だからといって近隣の方だけでもないような気がするんですけども、そのあたりの位置づけとい

うんですかね。

例えば、私、情報を持ってないんであれなんですけど、誘致圏域に当たる中に本当にそういう運動施設がないのかとか、その辺の兼ね合いももしかしたら出てくるのかなという気もしますので、そのあたりはいかがでしょう。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 多分ここは、自由使用ということで、当然無料で使用できる訳でして、周辺にもそういった施設はあるんですけども、我々の部門ではなくて、スポーツ部門が管理しておる公園があるんですけど、そちらの方は有料での利用になりますので、ある程度の京都市域でも周辺部からの利用も当然あるというふうには見ております。やはり無料で利用できるというのが大きいということがありまして、野球場あるいは多目的グラウンド、そちらの方でサッカーとかもやられておるといような状況ですね。

○下村委員 大体どのあたりから皆さん来られているかというのは、感触としては……。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） この辺でいきますと、西京区。隣接の区についてはある程度の利用があるというようなことは分かっています。

○岡委員 先ほどちょっと意見を言わせていただいた時に、ちょっと散漫になりましたので。

というのは、こちらの緑地の方では、もうちょっと、特に橋の下のところの広い芝生地帯のようなところ、こういったところはグリーンベルトを残す方向で運用を変えていってもらったらというのを、もう一回念押しでつけさせてもろうて良いですか。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） 橋の下ですか。

○岡委員 橋の下流ですね。

○占用者（京都市 南部みどり管理事務所） グラウンドのところですよね。

○岡委員 グラウンドとかのところですね。

○澤井委員長 ありがとうございます。

他の案件もありますので、この案件はこのくらいにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

2-2) 桂川緑地離宮前公園（京都市）

○澤井委員長 続きまして、2つ目の桂川緑地離宮前公園について、お願いしたいと思えます。

○事務局 概要の方について、説明させていただきます。

こちらの審議資料2の17ページの方になります、桂川緑地離宮前公園です。

占用目的と致しましては公園。それから、位置と致しましては、桂川右岸の12.2キロから12.8キロ付近ということで、現在の利用実態は、多目的広場が2面、園路・修景施設。

それから、占用面積につきましては8,085.32平方メートルとなっております。

19ページの方に自然環境的な状況をざっと整理させていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。

それから、18ページの方に前回審議でいただいたご意見を掲載させていただいてお

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ バックネット、夜間照明・放置車両など特定の施設利用者が持ち込み、固定・設置した工作物の是正指導を行うこと。
- ✓ 人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 利用と管理の実状を正しく把握するとともに、公園施設として設置・整備した物の内、遊休・荒廃の状態にあるものは撤去し、河川環境に負荷を与えない利用と管理にあたること。特に除草にあたっては、本川沿いの水際を全て可能な限り幅広く刈り残すこと。
- ✓ 利用と管理の新たな取り組みについては、定期的に調査・確認し他の占用施設の利用と管理に活かすとともに委員会開催時に報告を行うこと。
- ✓ 利用と管理の実状把握にあたっては、利用者と連絡を密にして情報を入手するとともに利用者に河川環境保全と再生の取り組みについて理解と参画を促すよう努めること。

平成19年 委員会

- ✓ 前回の更新条件が依然として改善されていない。河川管理者ともタイアップして改善に向けた措置を講ずること。
- ✓ 自由使用といえども利用実態を把握することが重要である。定性的にならざるを得ないが、ある特定の団体等の排他独占的な利用にならないよう、利用実態の把握を行っていくこと。
- ✓ 自然空間の中を細い遊歩道で利用する場所では、周囲の自然環境に気配りする、といった自然と共存するための方策を、河川管理者と協議の上検討願いたい。

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ✓ ネットなどの設置物の出水時の流出対策を検討していただきたい。
- ✓ 放置車両や夜間照明装置など施設利用者が持ち込んだ設置物が改善されていない。改善に向けて占用者と河川管理者とで適正化に努めていただきたい。
 - ⇒ 放置車両は是正された。その他の設置物は引き続き改善を促すよう努める。
 - ⇒ 利用者に対し、改善を促すよう努める。
- ✓ 砂場やカラータイルなど不要と思われる設置物の改善を検討していただきたい。
 - ⇒ 施設の利用者が存在することから、設置を継続する必要があると考えている。カラータイルは、園路施設として必要であると考えている。
- ✓ 特定の団体等の排他独占的な利用にならないよう、引続き利用実態の把握に努めていただきたい。
 - ⇒ 特定団体の排他独占的な利用にならないよう、引き続き、利用実態の把握に努める。

平成24年 委員会

- ✓ ネットなどの出水時の流出防止対策を引き続き検討していただきたい。
 - ⇒ 不法に設置されたネット等については適宜指導し改善を進めている。
- ✓ 占用地周辺に樹木があるなど、河川の景観としても好ましい空間である。緩衝帯としての水際の草の刈り残しなど、生物との共存について検討いただきたい。
 - ⇒ 管理運営要領に基づき除草を行っており、刈り残しをするためには要領の変更が必要。
- ✓ テニスコートの舗装は、補修ではなく撤去についても検討いただきたい。
 - ⇒ 利用実績は把握していないが、使用実態があり安易な撤去は適切ではないと考える。

平成27年 委員会

- ✓ 植生の刈り残しなど、連続した緑地帯を保全できるような管理を行っていただきたい。
- ✓ 利用者の自然環境への意識、マナー向上の啓発看板などの設置を行っていただきたい。
- ✓ 安全管理の観点からも、利用実態調査を行うこと。
- ✓ 河川管理者と占用の必要性や今後の公園管理者としての管理内容について早急かつ詳細に協議されたい。

64.久我橋東詰公園

記入者：佐藤純子（京都市文化市民局市民スポーツ振興室）

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	<p>グラウンド (上流側)</p> <p>駐車場とグラウンド (下流側)</p>
現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> サッカー場 1 面、多目的グラウンド 1 面、フットサル場 3 面、テニスコート 8 面、少年サッカー場 2 面、修景・園路・休憩施設等 	都市計画の有無	有 (京都市緑の基本計画による都市公園の面積に含まれている。)
占用面積	105,968.56 m ²	付帯施設等	ラグビーポール 1 対、フットサルゴール 3 基、移動式公衆トイレ 4 基、テニス防球ネット (起倒式は除く)
許可の経緯	<p><当初許可> H9. 4. 8</p> <p><許可期限> H32. 3. 31</p>	利用者数	<p>平成 25 年度 約 23,000 人</p> <p>平成 26 年度 約 15,000 人</p> <p>平成 27 年度 約 30,000 人</p> <p>平成 28 年度 約 35,000 人</p> <p>平成 29 年度 約 30,000 人</p>
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 堤内側には下水処理場、工場等が隣接している 堤外側の上流側は耕作地、下流側は堤防地の約半分が耕作地と残り半分が自然の河原となっている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 京都市緑の基本計画による都市公園の整備面積に含まれている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 市内に球技場施設が少ないとの指摘を受け、河川敷を国土交通省より占用し平成 10 年に開設した。 平成 30 年 7 月 5～7 日にかけて、集中豪雨による増水により被災する。公共土木施設災害復旧事業費国庫補助申請を行い、災害復旧工事を施行予定である。 直近の冠水状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 9 月 16 日 復旧整備費用 1 億 1739 万円・利用停止 6.5 箇月 整備内容: ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等 平成 26 年 8 月 10 日 復旧整備費用 5319 万円・利用停止 7.5 箇月 整備内容: ゴミ撤去, 真砂土補充, 表層敷き均し等 平成 27 年 7 月 18 日 復旧整備費用 550 万円・利用停止 4.5 箇月 整備内容: 真砂土補充, 表層敷き均し等 平成 28 年 9 月 20 日 復旧整備費用 605 万円・利用停止 1 箇月 整備内容: 真砂土補充, 表層敷き均し等 平成 29 年 10 月 22 日 復旧整備費用 2829 万円・利用停止 4 箇月 整備内容: 真砂土補充, 表層敷き均し等 平成 29 年度利用率 サッカー場 20.1%, 少年サッカー場 17.9%, フットサル場 10.5% 多目的グラウンド 10.9%, テニスコート 19.3% 		

ランク：A

番号	64.久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 本市は都市特性から大規模な公園緑地が少なく、市民1人当たりの公園面積は、目標値（都市公園法より）10.0㎡であるところ、平成29年度末現在で4.88㎡に留まっている。特に、球技場施設は不足しており需要に応じるだけの絶対数が無い状況であり、近年、河川増水による冠水被害を受けた際には、早期の復旧を望む声が寄せられることから、今後もスポーツ・レクリエーション用施設としての河川占用を希望する。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体：京都市 指定管理者：横大路スポーツネットワーク（公益財団法人京都市体育協会、近建ビル管理株式会社及び美津濃株式会社で構成する共同事業体） 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無：有（京都市都市公園条例） 排他独占利用の有無：無（申込制、有料） 申請内容と異なる利用等：無 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 市内部及び国と市の連携により、川にすむ鳥や魚などの生き物を知ることができる環境学習の場としての活用も意識された。 生き物情報の看板は、周知したい内容を明確に表現していただきたい。 生き物との共存、冠水対策として、草地を残すことが大切であることを意識された。 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市環境政策局環境管理課には委員会での指摘内容を共有するとともに、環境学習の場所としての活用について相談を行った。（他に環境学習に適した場所があるとのことで実現に至っていない） 看板に記載の生物の絵は縮尺を統一していないため、看板を見た人が勘違いしないよう、実際の生物の大きさを表示した。 日常の維持管理をしている指定管理者とも、委員会での指摘を共有し、必要以上の草刈りを行わないようにしている。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 保全区域の自然環境啓発看板による周知 管理人による監視の強化 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望：堤内地での同等規模のグラウンド確保は困難であり、引き続き河川占用を希望する。 	

番号	64.久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は、上下流に非常に長く、グラウンド、テニスコート、公園整備などが行われている。 ・ 堰の下流に点在する中州にはセイタカヨシを主体とし、ヤナギ類が混在するヨシ原が分布する。 ・ 占用地の上下流の河川敷はセイタカアワダチソウ群落や畑地雑草群落を主体とした乾燥した草地となっている。 ・ 堰が連続して設けられ、堰の上流は湛水域に、堰の下流には平瀬、中州が存在する。また、堰の下流では一部ワンド状になっている部分がある。 ・ 自然河岸がほとんどで、人工護岸は橋梁、堰の上下流などに限られる。 ・ 占用地の川側にはフェンスが設置されている。 ・ 久我橋下流の背後地は、西高瀬川の合流点にあたり、下流部は農地、上流部は工場である。 ・ 久我橋と名神高速の間の背後地は、工場及び塔の森公園である。 ・ 名神高速上流の背後地は、工場である。 ・ 久我橋付近の対岸の竹林でサギ類の集団繁殖地が確認されていたが、現在は確認できない。 ・ オオヨシキリやセッカといったヨシ原や草地に生息する鳥類やカワウ、カルガモカワセミといった水面を利用する鳥類が確認されている。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 久我橋下流などに見られる中州のヨシ原はオオヨシキリ等のヨシ原に依存する種の生息環境となっている。 ・ 低水路には多様な水辺環境が存在し、カワセミをはじめとする水鳥類や様々な水生生物の生息環境となっていると考えられる。
水際の状況	水域までの距離	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用区域から高水敷ののり肩までの距離：約 6m ・ 高水敷ののり肩から水域までの距離：約 4m ・ 橋梁部、堰の上下流を除いてはほとんどが自然河岸である。 ・ 上流の湛水部の水際にはヤナギなども見られる。
	水面との高低差	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2m ・ 冠水実績：平成 23 年 5 月 29 日台風 2 号により冠水被害 平成 23 年 9 月 21 日台風 15 号により冠水被害 平成 24 年 7 月 15 日集中豪雨により冠水被害 平成 25 年 9 月 16 日台風 18 号により冠水被害 平成 26 年 8 月 10 日台風 11 号により冠水被害 平成 27 年 7 月 18 日台風 11 号により冠水被害 平成 28 年 9 月 20 日台風 16 号により冠水被害 平成 29 年 10 月 22 日台風 21 号により冠水被害 平成 30 年 7 月 5～7 日集中豪雨により冠水被害
環境面から見た望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 久我橋下流の中洲、上流の湛水域は鳥類などにとっての重要な生息場であると考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ オオヨシキリの繁殖期（5月～8月）にはヨシ原に立ち入らないよう周知する。 ・ ヒバリやセッカといった鳥類の繁殖期（4月～9月）には頻繁な草刈りは行わない。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しをを図る。 ・ カワセミの止まり場となる水際の植生を保全する。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	64.久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

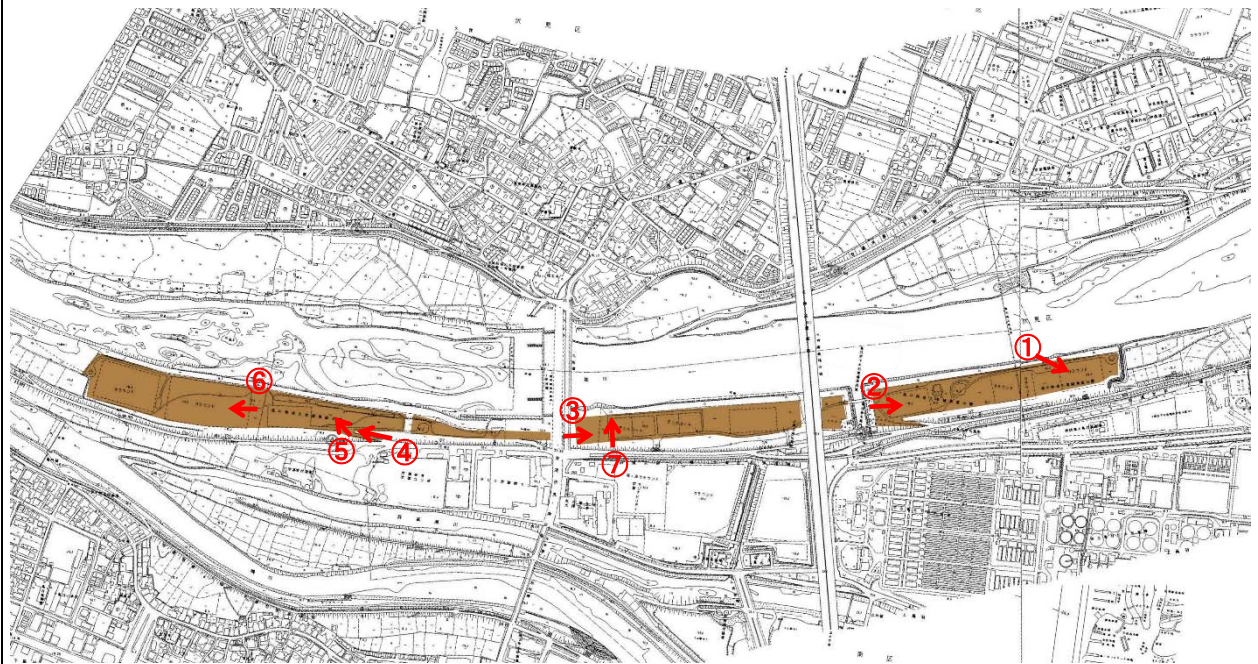
ランク：A

番号	64.久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

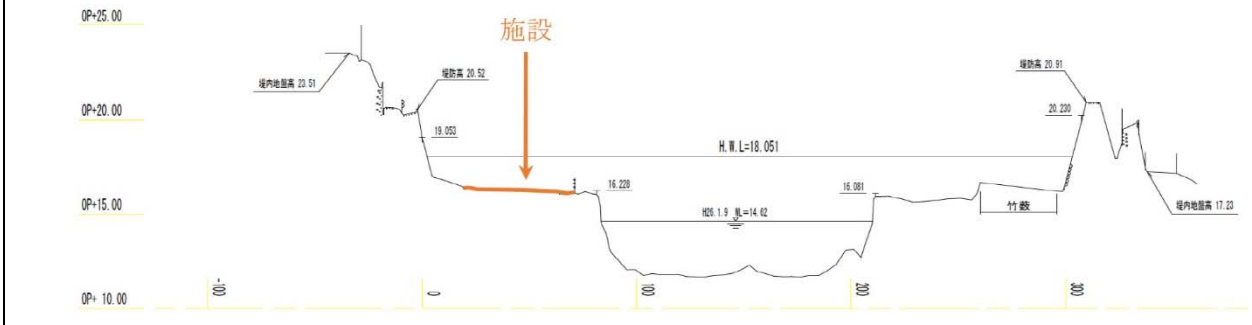
(写真撮影者：占有者)

(平面図)



(断面図：7.6k)

平成 26 年 3 月測量



①グラウンド (名神高速道路の上流側)



平成 30 年 11 月 15 日撮影

②駐車場 (名神高速道路の上流側)



平成 30 年 11 月 15 日撮影

ランク：A

番号	64. 久我橋東詰公園	占用目的	公園	許可受者	京都市	場所	左岸 6.4k+110m～ 8.4k+97m
----	-------------	------	----	------	-----	----	---------------------------

(写真撮影者：占用者)

③テニスコート付近（久我橋の上流側）



平成30年11月15日撮影

④公園への進入路（久我橋の下流側）



平成30年11月15日撮影

⑤フットサル場（久我橋の下流側）



平成30年11月15日撮影

⑥多目的グラウンド（久我橋の下流側）



平成30年11月15日撮影

⑦鳥類看板（久我橋上流，テニスコート付近）



平成30年11月15日撮影

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:64.久我橋東詰公園)

No	確認の観点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			平成22年3月に策定、平成37年を目標年次とする京都市緑の基本計画において、都市公園の整備面積に含まれている。公園面積を平成20年度末4.68㎡/人から10㎡/人とすることを目標とし、平成29年度末4.88㎡/人となっている。				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			なし				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			少年サッカー場2面、テニスコート8面、フットサルコート3面、多目的グラウンド1面、サッカー場1面を確保しており、既存施設に代替できる能力はない。また、多額の経費が必要となる新規施設の計画はない。				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)水陸部の占用面積を縮小・グラウンドを親水公園に変更・河川敷内で場所移動			運動公園として維持していきたくないと考えており、転換計画等は考えていない。				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			京都市環境政策局環境管理課には委員会での指摘内容を共有するとともに、環境学習等に係る相談を行っている。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			サッカー場、テニスコート等として使用しており、川らしい利用には合致していない。				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			利用者は「公共施設案内予約システム」にて予約申込みを行っている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			占用目的は公園であり、合致している。				○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			環境政策局環境管理課から生物多様性保全に関する資料を入手した際は、指定管理者に情報提供し、利用者に周知してもらっている。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等		日常の維持管理をしている	自然環境で配慮すべき事項を把握し、鳥類の表示を行っている。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			桂観測所の水位が+3.3mを超える付近で久我橋より下流側の区域から冠水し始める。台風の規模・影響等を注視し、勢力が強い場合や水位が+2.5mを超えそうな場合に撤去しており、基本、前日までに撤去している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:64.久我橋東詰公園)

No	確認の要点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	過年度意見		配慮している。 (占用地と水辺の間に緩衝的な空間を確保している。)			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			配慮している。 野生生物保護の啓発看板を設置するとともに、指定管理者による監視を行い、投棄されたゴミ等を撤去している。			○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	看板に記載の生物の絵は縮尺を統一していないため、看板を見た人が勘違いしないよう、実際の生物の大きさを表した。	看板に記載の生物の絵は縮尺を統一していないため、看板を見た人が勘違いしないよう、実際の生物の大きさを表した。				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	京都市環境政策局環境管理課には委員会での指摘内容を共有するとともに、環境学習の場所としての活用について相談を行ったが、他に環境学習に適した場所がない。	同左				○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等			使用していない。			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		河川施設及びその利用者が自然環境や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障はない。			○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			迷惑な利用はない。			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			定めており、現地看板にて周知している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			定めており、現地看板にて周知している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			現地看板にて周知している。			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 26 年度
桂川河川保全利用委員会

平成 27 年 2 月 5 日

久我橋東詰公園ですけれども、左岸 6.4 キロから 8.4 キロ近くに設置されている公園で、利用形態としましてはサッカー場 1 面、多目的グラウンド 1 面、フットサル場 3 面、テニスコート 8 面、少年サッカー場 2 面、修景・園路・休憩施設等が設置されています。都市計画には京都市緑の基本計画による都市公園の面積に含まれているとのこと。

続きまして、21 ページのほうに施設の周辺の自然環境的状况についてまとめております。施設周辺の自然環境上重要な場所として、久我橋下流などに見られる中洲のヨシ原はオオヨシキリ等のヨシ原に依存する種の生息環境になっていることや、低水路には多様な水辺環境がカワセミを初めとする水鳥類のさまざまな水生生物の生息環境になっていると考えられます。そうした環境面も受けまして望ましい利用方針としましては、久我橋下流の中流・上流の湛水域が鳥類にとって重要な生息場であると考えられることから、生物の繁殖期には特に忌避行動につながるような行為は避けたほうがよいとか、昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために管理区域の草地の刈り残しを図るといったこと、また普及、環境啓発看板の設置等を書いてございます。

少し戻りまして、20 ページのほうに前回審議の意見を書いてございます。一つ目として、舗装されている駐車場について、改修時には透水性や土が見える構造にするなどの検討を行っていただきたい。二つ目、水際との間の植栽帯の機能を高める維持管理の仕組みについて、国、京都市とも検討をしていただきたい。占用地周辺の柵を不連続にするなど、ワンドに代表される良好な水辺へのアクセスの向上についても、安全・安心を考えつつ、子供たちに川の楽しみ方を提供できるよう、国、市が連携しながら検討いただき、今後のテーマとしたい。4 つ目、利用のルールを掲示している看板では水際利用の禁止をしているが、安全に利用するための注意を喚起するための記述に変更することを検討されたい。また、運動公園ではなく河川敷公園として意識することが重要であり、看板の表現についても反映されたい。今後のテーマとしたい。最後に、環境に関する看板について、サギの集団繁殖地がなくなっており、実体と異なっている。繁殖地の復元なども期待するという形で、環境学習に活用するなどご検討いただきたいということになっております。

そうしましたら、占用者のほうから前回審議の意見の対応及びチェックリストの概要について、ご説明をお願いいたします。

○占用者（京都市 市民スポーツ振興室 安田） 京都市の市民スポーツ振興室、施設担当課長の安田でございます。よろしくお願ひいたします。

一つ目の前回審議の意見に対する対応でございます。一つ目の舗装されている駐車場についてでございます。占用地は重要な自然環境であるということも十分認識しておりますし、公園施設の次期改修時にそういった部分を含めて検討してまいっております。引き続き検討してまいります。

水際との間の植栽帯の機能を高めると維持管理ということにつきまして、水際との間の植栽帯については、本市の占用区域外であるということと、本市の管轄外ということでもございます。しかしながら、国で行われている河川の緊急治水対策の工事範囲であるということもございまして、重要な自然環境であるということも十分理解、認識した上で、今後も国と一緒に検討してまいりたいと考えているところでございます。

あと、占用地周辺の柵の不連続、水辺へのアクセスの向上ということについてござい

ますが、国と行われている河川の、桂川の緊急治水対策の範囲ということもございます。整備状況を見ながら、国と検討してまいりたいということを考えております。

あと、次、4つ目でございます。利用のルール、掲示・看板ということもございますが、これも緊急治水対策の範囲内ということもございます。これについても、国と市と今後協議してまいりながら検討していきたいということもございます。

5つ目、環境に関する看板、サギの集団繁殖地というようなこともございますが、国で行われている緊急治水対策の改修工事後、看板類の一新、啓発することについても国と協議した上で、スポーツ利用者とおわせて環境学習が促進されるように、引き続いて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高田委員長 はい、ありがとうございました。23 ページ、24 ページ、25 ページ、これは全部運動場が水浸しになってますけど、これはいつの写真ですか。雨で水浸しになってるんですか。

○占用者（京都市 市民スポーツ振興室 村松） 写真を撮りましたのはたまたま雨が降ってた日で、冠水したときの状況ではございません。

○高田委員長 ないわけですね。それにしてもちょっとひどい雨ですね。わかりました。

○澤井副委員長 水ってということじゃなくて、コンクリートの色が白く見えてるんだと思いますけどね。

○高田委員長 いや、テニスコートなんかも次のページの、水浸しです。わかりました。

○占用者（京都市 市民スポーツ振興室 村松） そうしましたら、32 ページのチェックリストのほうをかいつままで説明のほうをさせていただきます。

まず、1 点目、No.1 のところですけども、占用の必要性ということで、自治体が策定する計画に位置づけはあるのかということです。こちらのほうは、京都市緑の基本計画において都市公園の整備面積に含まれているということで、平成 20 年度末で 4.68 平米から、最終が平成 37 年ですけども 10 平米までふやすということを目標としておりまして、この面積の中にこの東詰公園のほうも入っております。

避難場所の防災上の位置づけは、こちらの公園についてはございません。

3 点目、堤内地において代替施設または既存施設により機能を代替する計画はあるかということですが、これは北側から少年サッカー場 2 面、テニスコート 8 面、フットサルコート 3 面、多目的グラウンド 1 面、サッカー場 1 面ということで、相当広大な面積を占用させていただいております。既存の施設の使用率も高いということと、あとこの面積が広大であるということで、これを代替できる能力のある今の施設のほうはございません。新規施設ということになりますと、やはりこれだけの面積を京都市内のほうで確保することはちょっと不可能な状態でございます。

4 点目、川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるかということで、先ほどの話の流れで運動公園として引き続き維持していきたいということで考えておりまして、転換計画等は現在考えておりません。

5 点目ですけれども、占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携をしているかということでございます。こちらのほうは連携できておりません。ただ、平成 26 年 3 月に環境政策局の環境管理課のほうで京都市の生物多様性プランというものを策定しておりまして、こちらのほうにも河川敷公園のことについて触れられていたりというようなプランになっているんですけれども、京都市のほうでこういった取り組みのほうでできましたので、今後、自然環境への配慮において可能な取り組みがあるのか等について、この環境管理課のほうと情報提供から始めまして相談させていただいて、自然環境に影響の少ない使用方法を検討していきたいということで考えております。

6 点目、「川らしい利用、川でなければならない利用」に合致するかということですが、運動施設ということで使っておりまして、川らしい利用には合致していないのかなというふうには考えています。

7 点目、特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるのかということですが、こちらのほうは公共施設案内予約システムというインターネットを使ったシステムなんですけれども、こちらで申し込みを行っていただくということで、公平に利用できる環境は整えております。

あと、9 点目、「川らしい利用、川でなければならない利用」ということですが、こちらはちょっと現地の方でもご指摘いただきましたが、現在、連携のほうはできておりません。

あと、保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているかということですが、現場の方でも見ていただきましたが、鳥類の表示とかを行っております。自然環境で配慮すべき事項ということ、ああいう看板等で誰が見てもわかるような形での啓発のほうはしております。

あとは、桂川の緊急治水対策が現在国のほうで行われていますが、こういったことでこの公園の周りの自然環境ですね、こういったことも変わってくるかもしれませんので、またそのあたりも含めて検討していきたいと思っております。

11 点目ですけれども、占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているかということですが、こちらのほうは桂観測所の水位が 2 メートルを超えたら一応第一警戒態勢ということで、いつでも施設の撤去がとれるようにということで体制を、これは連絡網ですけれども、いつでも体制をとれるようにということでの連絡のほうをいたします。あと、2.8 メートルを超えると第二警戒態勢ということで、施設の撤去のほうをいたします。もちろん台風なんかでは早いうちに撤去をするということもありません。この 2.8 メートル以下でも撤去のほうをしていくということで、今回のこの間の台風でいきましたら大体 2.5 メートルぐらいのところ撤去のほうを始めておりました。

12 点目ですけれども、次のページですね、施設整備は河川の生態系の連続性の確保など自然環境に配慮しているかということで、占用地と水辺の間に緩衝的な空間のほうがあり

ますので確保しております。

管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているかということですが、野生生物保護の啓発看板を設置のほうをしております。また、管理人のほうで監視を行っております。放置された釣り糸等がありましたら、こちらでも撤去するというようなことをしております。

14点目につきましても、同様の回答をさせていただいております。

あと、15点目ですね、占用区域及びその付近の自然環境を生かした環境学習保全活動を行っているかということですが、こちらのほうも啓発看板を立てているということとどまっております。それ以上の活動のほうはできておりません。

16点目、不許可の工作物は設置されていないかということですが、こちらのほうは設置しておりません。

あと、占用区域外を使用していないか。こちらのほうは使用をしております。ただ、今現在災害復旧工事中ということで、移動式のトイレのほうを堤防上の通行の妨げにならない箇所に仮置きのほうはさせていただいております。

占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないかということですが、川辺のところには柵は設けておりますが、そこまでは全然自由に行けるというような形になっております。ただ、今現在川で遊べるというような環境ではございません。

19点目、地域住民の迷惑になる利用がなされていないかということですが、こちらのほうも苦情のほうは現在聞いておりません。

大体、以上のとおりです。

○高田委員長 はい、ありがとうございます。何か質問とか、ご意見は。

○塚本委員 このところ、現場でもお話を拝聴させていただいたと思うんですけども、この公園については多分有栖川から水が出ていきますよね。最初ちょうどその地点が河原になっていて、だから公園の上流部のほうは今の敷地内ではないかもしれませんが、うまくそこつながるような状況はつくれると思うんですね。ここに京都市さんは生物多様性プランという非常に大きいテーマで出されましたけれども、多様性というのは実は自然自身が多様であるから多様なわけですね。河川敷でグラウンドという使用をされるんだったら、ある程度川についての先ほども申したように認識というのは欲しいなというふうに思います。だから、そこは国と市とのうまい連携で例えば行き来できる。一つは野鳥だけではなくて、少なくともそこにポスターがありますけれども、淡水魚の生き物あたりもあらわしてもらえるようになれば、あるいは公園に来た人たちがそれに関心を持ってくれるような状況になればよりありがたいなというふうに思っていますし、このプランを都市の中ですけれども生かしていこうと思えば、基本的に基盤的に自然って何だということをやっぱり知っていきながら、このプランを進めていかれることは非常に有効であり将来性があると思います。

○澤井副委員長 今、塚本委員から京都市と国とが連携してというようなことをおっしゃ

ったのですが、もう一つ、京都市の内部での連携がやっぱり私は重要じゃないかと思うんですね。ここの公園の場合は、担当部署はスポーツの振興のほうであったように伺いました。後から出てくるもう一つの上野橋のところは環境のほう、北部みどり管理事務所、そこが担当部署になってるといようなことをお伺いしたのですが、ぜひともその連携をまずやっていただくと今問題はかなり解決していくのではないかという気がするんですね。スポーツしていくということだけを取り上げますと、別に鳥がどうであっても、魚がどうであってもいいのかもしれませんが、ここがやっぱり市民のそういう環境学習の場になっているということを考えれば、ぜひその辺まで踏み込んでやってほしいなという気がします。ですから、このさらっと連携がないかという回答じゃなくて、それを連携していこうという姿勢を見せていただきたいなという気がします。ただ、施設利用者との連携というのも私は十分にあり得ると思うんですね。ここは主としてスポーツ公園になっていますから、スポーツをするための手続をして遊びにくる人が多いんだと思いますけれども、その方たちにそのときにやっぱりここは川なんだからということで、ぜひそういう観察なんかもセットにした利用をしてほしいという促進を進めてほしいなという気がしますね。

それから、看板の設置のことがちょっとあって、現在この災害復旧の工事中だからそれが終わってからということがあったのですが、ちょっと私は気になった看板が一つあって、カワウの問題に触れた看板が一つありました。対岸側がカワウのねぐら地になってますということを大きく取り上げた看板になっていたのですが、それをどう理解したらいいのかなと思って。そういう自然、生物の生息しているところだから、それを大事に守っていきますという意味表示なのか、それともカワウということで今非常に困ってるところが多いわけですね、それについて問題提起をしてられるのかちょっと迷うところがあって、一工夫またしてほしいなという気がしました。

○塚本委員 済みません、先ほどの塚本ですけれども、前回のときに柵を不連続にというお話をさせてもらったんですけれども、あの洪水の後でやっぱりかなり変形していて、柵の向こう側というのはやっぱり水際となっていて少し危ないんですね。だから、ある意味で柵は必要です。ただ、もっと後にちょっと保全と洪水の関係とかでまたお話しさせてもらいたいですけれども、だからこそ川は変わっていくからできるところで可能なところを探していくというのも、一つの非常に自然の変動に対してやっぱり意識を持つ、認識をするということが大事だと思います。

○高田委員長 はい、ありがとうございます。ここのチェックリストの書き方とかそういうのは、初期のころに比べると相当レベルが上がってるように思います。一番最初のころというのは、借りたところはつるつるに草を刈らんといかんという義務感でやられていて、それを越えてまで草を刈っていただいていたところもあったみたいです。やっとな、これは草を残すというのは川として当たり前ということが認識されてきて喜んでおります。考えてみれば、こういうつるつとした場所で人間と生き物が共存するというのは、草の存在しかないんですね。やっぱり、人間と生き物の間に草のつい立てがいるということだと思います。草の連続してるところというのは、生き物の移動回廊になると。ついでに言い

ますと、最近というか橋がかかる場合でも幅 50 メートルぐらいの橋が淀川にも幾つもかかっていますが、その下は真っ暗になって乾燥して草が全然生えないと。そういうのは、動物の移動経路としてはうまくないので、そこに橋梁の上に降った雨を落としてもらって草が生えるように、上下流方向にちゃんとイタチやらヘビが隠れて移動できるようにというように、そういう配慮も最近は普通に行われるようになりました。だから、10 年前に比べたら相当このチェックリストの書き方もしっかりされてきています。もう一息頑張ってください、川というのは何かということですね。それと、ついでに言いますと、去年、一昨年、相当な洪水が短期間に起こってまして、野球場・サッカー場の裸の土地は全部表面を持っていかれてしまって、がらがらになってしまったんです。あれを一個直すのに数百万円。桂川の場合でも相当ありまして、淀川本線でもありましたし、ここでは話題に出ませんが猪名川がひどいですね。とにかく十数枚の運動場が全部軒並み岩場になってしまったと。それは、草が生えた状態だったらならないんです。河川公園の改定案がありましたけれども、つるつるの裸地じゃなくて多目的草地というのが推奨の一つです。それをやりましたら、洪水流が上を走っても土は持っていかれません。運動広場というのもそういうあり方がいいんじゃないかなと思います。木津川のほうでは、そういう話ももう出ているようです。ですから、ここで運動場で正式なフォーマルな試合をするような場所は別としても、草野球っぽいところだったら草刈りで維持してというのが、生き物との共存あるいは洪水に対してそういう被害を生じないという、そういう点の工夫でもあると思いますので、ぜひそういう点も考えていただけたらいいと思います。お金がかからない、生き物に優しいという、そういう方向をこれから出していってください。

この件はよろしいですか。余りこれをやっただきたいな話は出ません。最初に言うのを忘れましたが、今この占用されてる運動場、公園の管理方法というのは、相当初期に比べてしっかりされています。やっぱり、一番最初の嵐山公園で出てきたバーベキューやら何やらのごみ箱を置くかどうかみたいなそういう点がちょっと。あるいは、ごみ箱をもうなしにしたら意外ときれいになるということもあるみたいですね。そんなのも考えていただけたらいいと思います。とにかくしっかり使っていただいて、ちゃんと管理されるということは非常にいいことだと思います。

それでは、次に。

○事務局（斎藤） では、続きまして、62 ページからになりますが、上野橋東詰公園になります。63 ページのほうに施設の概要がございます。上野橋東詰公園ですけれども、左岸 13.4 から 14.0 キロ付近に設置されている公園です。利用形態としましては、修景・園路・休憩施設等ということになってございます。附属施設はベンチのみです。

続きまして、65 ページのほうに施設周辺の自然環境的状况を整理してございます。自然環境上重要な場所としまして、全体的に人工的な環境ではありますが、上流の砂州、下流の砂州とそこに広がるヨシ原はオオヨシキリ等の生物にとって重要な生息地となっていると考えられます。また、占用地周辺の河川はカワウやサギ類といった水鳥やイトモロコなどの魚類の生息地となっています。こういった環境を踏まえまして望ましい利用方針としましては、砂州への立ち入りを制限するですとか、生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為を避ける。また、昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために草地の

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用については、利用実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、次回更新時に新たに申請すること。
- ⇒ 駐車場はバリケードで常時は車両が通行できないようにしている。催し物等で占用申請の駐車場で収まらない場合は主催者と打合せし、指導していく。
- ✓ バーベキュー等の迷惑行為については監視を行い是正するとともに、利用者のマナー向上に向け周知を行うこと。
- ⇒ 火気使用禁止等の看板の設置や園内巡視などを強化する。
- ✓ 人と川とのつながりが深まるような利用と管理のあり方を検討していただきたい。
- ⇒ 重要な自然環境であると認識し、保全啓発看板の設置を行っていきたい。
- ✓ 堤内地でのグラウンド確保も含めた利用のあり方の検討をお願いしたい。
- ⇒ 堤内地でのグラウンド確保は大変困難であり、川側の自然環境の保全を徹底する。

平成21年 委員会

- ✓ 駐車場の舗装は、改修時に透水性や土がみえる構造にするなどの検討を行っていただきたい。
- ⇒ 駐車上の舗装は、次期改修時に検討を行う。
- ✓ 水際の植生帯の機能を高める管理のしくみを検討していただきたい。
- ⇒ 水際の植生帯は占用区域外であるが、意見を参考に自然環境に影響がないように努めたい。
- ✓ スポーツ利用と併せて環境学習を促進できるような工夫を検討していただきたい。
- ⇒ 指定管理者と連携しスポーツ利用に併せて、環境学習が促進できるように検討を行う。

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ 駐車場の舗装は、透水性や土がみえる構造にするなどの検討を行っていただきたい。
- ⇒ 次期改修時に駐車場の舗装について検討を行う。
- ✓ 水際との間の植生帯の機能を高める維持管理のしくみを国と市で検討していただきたい
- ⇒ 植生帯は占用区域外である。ご意見を参考にしたい。良好な水辺空間の利用について、国と市の今後の課題としたい。
- ✓ 占用地周辺の柵を不連続にするなど、水辺へのアクセスの向上について検討していただきたい。
- ✓ 利用ルールの看板で水際利用を禁止しているが、注意喚起の内容への変更を検討されたい。運動公園でなく河川敷公園として意識することが重要であり、看板にも反映されたい。
- ⇒ 緊急治水対策後に看板類を一新し、啓発することを国と市の課題をしたい。
- ✓ 看板の「サギの集団繁殖地」はなくなっており、繁殖地の復元なども期待する形で、環境学習への活用も検討していただきたい。

平成26年 委員会

- ✓ 市内部及び国と市の連携により、川にすむ鳥や魚などの生き物を知ることができる環境学習の場としての活用も意識されたい。
- ✓ 生き物情報の看板は、周知したい内容を明確に表現していただきたい。
- ✓ 生き物との共存、冠水対策として、草地を残すことが大切であることを意識されたい。
- ✓ 前回の柵を不連続にする意見について、出水後の水際をみると、連続した柵は必要であると考えられる。

51.大山崎町桂川河川敷公園

記入者：大山崎町環境事業部建設課

ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k~0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	
現在の 利用形態	・野球場1面、テニスコート4面、陸上施設(200mトラック)、修景・園路・休憩施設等	都市計画の有無	都市計画緑地：3号桂川緑地 S46.2.5(当初)H22.2.5(変更) 592.7ha(大山崎町地内 104ha)
占用面積	32,440.45 m ²	付帯施設等	便所(可動式) 2基 手洗いタンク(1.5 m ³) 1基 ベンチ(可搬式) 23基 バックネット(可搬式) 1基 外野バックネットフェンス(可動式) (外野バックネットフェンス以外は洪水時堤内地へ搬出)
許可の経緯	<当初許可> S52.1.10 <許可期限> H32.3.31	利用者数	平成26年度 5,791人 平成27年度 6,736人 平成28年度 7,925人 平成29年度 6,026人 (公園の使用申請時に利用者数を記載していただいております、取り纏めています。)
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ○ 堤外地		
周辺の 土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林が隣接している。 ・堤内地側は工場等が立地する市街地。 ・占用地上流側は国営淀川河川公園・下流側は景観保全地区及び自然地区。 		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・大山崎町第4次総合計画「大山崎町まちづくりビジョン2025」基本構想 前期基本計画では自然環境の保全・活用について「防災空間や町民のレクリエーションの場、そして生活環境や都市環境にうるおいとやすらぎをもたらす貴重なオープンスペースとして活用され今後も自然環境を保持しつつ、都市環境と調和した貴重なスペースとして有効に活用していく必要があります。」と位置づけられている。 ・大山崎町都市計画マスタープランでは「国営淀川河川公園と連携しながら、水辺の環境を保全し、また、自然共生型のレクリエーション、各種スポーツ、身近な健康づくり等の場として利用を促進します。」と位置づけられている。 ・地域防災計画ではヘリコプター発着予定地点として位置づけされている。 		
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・S52年許可時、陸上競技トラック他整備に伴い面積増(当初9,657.3 m²) ・S58年許可時、側溝構造変更に伴い面積減 ・使用方法に関する事項を定め、利用者はこれに従って利用申込が必要 ・自動車の乗入れは許可制 ・H23年許可時、緊急用河川敷道路の設置に伴い面積減(現在の面積になる) ・H30年台風21号により冠水被害、全域使用制限。 		

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k~0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 大山崎町は、山と川に挟まれた、狭隘な地勢であり、不足している運動公園を堤内地に求める事は、事実上不可能な状態である。これを解消する為、桂川河川敷に運動公園を設置する事により、不足している運動公園が確保できるだけでなく、地域住民が河川に親しみ理解を深めることができ、健康増進をはかることができる。 施設利用として年間野球場約100回 テニスコート約100回（主に土日祝の利用）と利用回数も多く、河川敷公園をホームグラウンドとして活動されている団体が多数おられる。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体 : 大山崎町が管理（単年度契約による業務委託契約により、管理を業者に委託している） 管理規則の有無 : 有（桂川河川敷公園維持管理規則（案）で平常の維持管理や出水時における管理体制などの事項を明記） 管理内容 : 管理業務委託内容は園内清掃、野球場整備、テニスコート整備除草は人力で行っている施設利用についてはシルバー人材センターから派遣された管理人によって常駐管理を行っている。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無 : 有（施設の使用方法に関する事項、現地に表示看板あり） 排他独占利用の有無 : 無（上記による申込制） 申請内容と異なる利用等 : 無 	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者、関係部局との調整を図りながら、カワヂシャやヒメボタルなどが生育・生息する良好な河川環境を積極的にアピールする取り組みを進めていただきたい。 小泉川の魚道の環境学習への活用も検討していただきたい。 市民団体やボランティアなどとの連携や交流を広めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境ボランティア団体の乙訓の自然を守る会と協力し、ヒメボタル鑑賞会において河川環境における生育・生息のPRに今後とも努めてまいります。 淀川河川事務所や町教育委員会等と連携し子供たちへの河川環境学習の意識の醸成が図れる様に努めてまいります。 ヒメボタル鑑賞会を通じ、ボランティア団体との連携に努めています。今後も、可能な限り努めてまいります。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望 : 「大山崎町緑の基本計画」に河川敷空間も含めて桂川（淀川）と一体となった雄大な水辺空間を位置付け、自然環境保全に努める 利用者への環境保全の周知 : 利用方法を現地に表示し、環境保全の周知をはかる 環境イベント等 : 5月の中旬に町と環境団体がヒメボタルの鑑賞会開催 : 毎年11～12月、大山崎小学校のマラソン大会（小学校より徒歩で堤防を通り、河川敷公園に入場することにより、川と河川敷を身近に感じ河川環境への意識を高める） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k~0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地はスポーツグラウンド、休憩施設などが整備されている。 ・ 三川合流点の右岸に位置し、上流側から小泉川が合流している。 ・ 水際のうち、小泉川部分は階段護岸などで、ほかは自然河岸となっている。 ・ 濤筋の流水部は狭く深い、ワンド状の止水環境があり、水際は低木ヤナギなどで多様な環境がある。 ・ 小泉川の落差工には魚道が整備されている。 ・ 堤防側は、上流部が竹林主体、下流部が高木の河畔林である。 ・ 河川側の高水敷は草地で、セイタカアワダチソウ群落が目立つ。低水敷にはヨシなどが見られる。 ・ 部分的に高木も見られる。 ・ やや離れるが上流にはサギ類の集団営巣地がある。 ・ 背後地は流通倉庫などで、民家は近くにはない。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際は三川合流部にあたり、ワンドやたまりなどの多様な環境があり、水生生物などにとって貴重な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等、植生ではカワヂシャ等が確認されている。 ・ 大規模な河畔林は、鳥類などにとって重要な環境である。 ・ 隣接する竹林にヒメボタルが生息している。
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際は三川合流部にあたり、ワンドやたまりなどの多様な環境があり、水生生物などにとって貴重な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等、植生ではカワヂシャ等が確認されている。 ・ 大規模な河畔林は、鳥類などにとって重要な環境である。 ・ 隣接する竹林にヒメボタルが生息している。
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 6m ・ 冠水実績：近年では、平成 25 年台風 18 号により冠水している。
環境面から見た 望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際周辺には貴重な植生なども多く、多様な環境が維持されていることから一定の立ち入り制限などを設ける必要がある。 ・ サギ類やオオヨシキリなどの繁殖が考えられるため、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k～0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

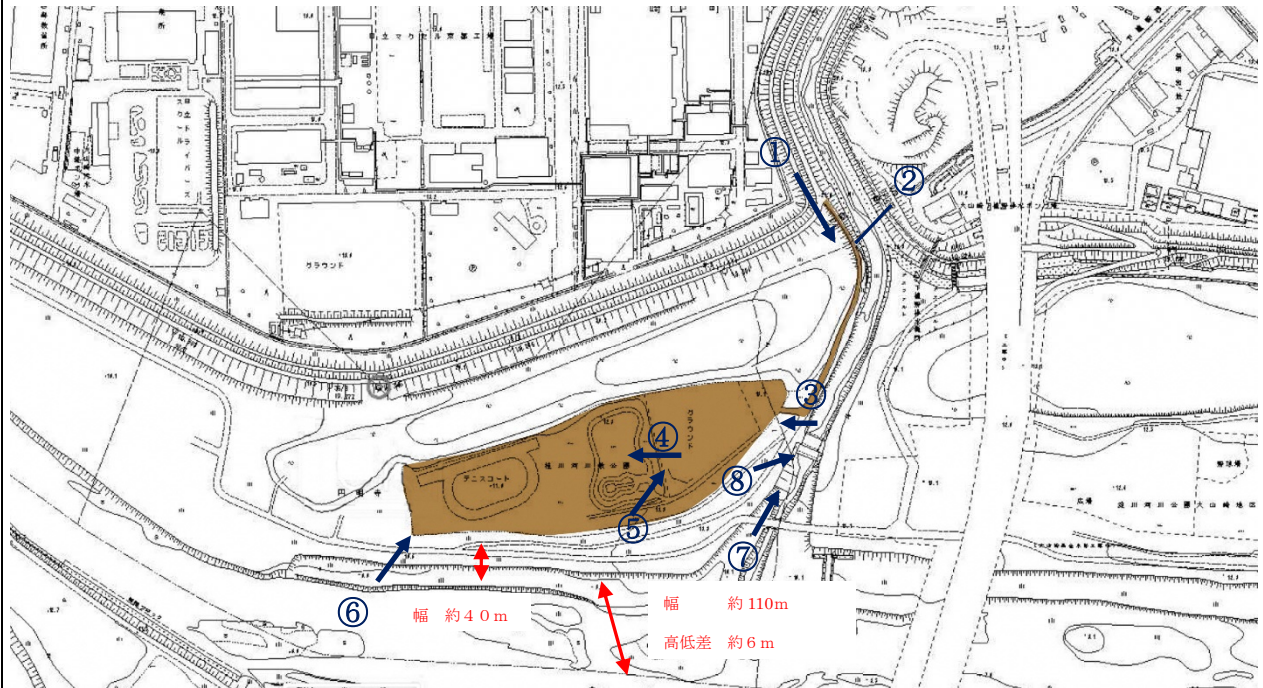
ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k~0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

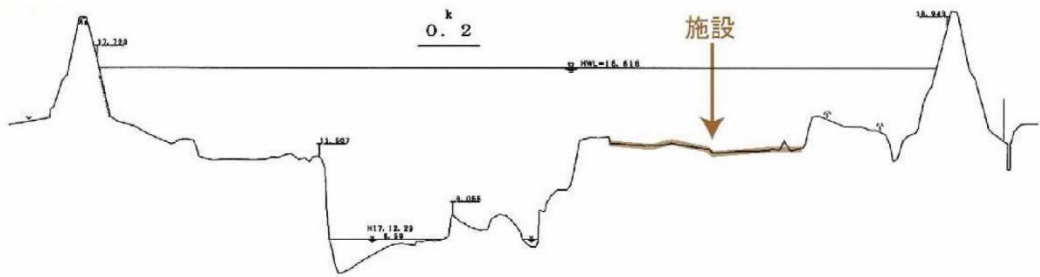
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：0.2k)



① 占用施設入り口



② 占用に関する看板



平成 30 年 11 月 5 日撮影

平成 30 年 11 月 5 日撮影

ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k~0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

(写真撮影者：委員会事務局)

③ 駐車場状況 (平成 30 年 11 月 5 日撮影)



④ ちびっこ広場 (平成 30 年 11 月 5 日撮影)



⑤ グラウンド (平成 30 年 11 月 5 日撮影)



⑥ 下流端付近 (平成 30 年 11 月 5 日撮影)



..... 占用区域

ランク：A

番号	51. 大山崎町桂川 河川敷公園	占用目的	公園	許可受者	大山崎町	場所	右岸 0.0k~0.4km 付近
----	---------------------	------	----	------	------	----	------------------

(写真撮影者：委員会事務局)

⑦小泉川魚道（下流から）（平成 30 年 11 月 5 日撮影）



⑧小泉川魚道（上流から）（平成 30 年 11 月 5 日撮影）



【チェックリスト】

Aランク案件の子エックリストの様式(1/2)

●河川保全利用子エックリスト(占用地 名称:51.大山崎町桂川河川敷公園)

記入者:大山崎町建設課 今井

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			大山崎町第4次総合計画(大山崎町まちづくりビジョン2025)基本構想、大山崎町緑の基本計画、大山崎町都市計画マスタープランに位置付けられており、総合計画に特色ある都市公園づくりの中で、国営淀川河川公園と連携しながら、水辺の環境を保全し、また、自然				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			大山崎町地域防災計画でヘリコプター着陸予定地としてあげられている。				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			市街地での用地の確保が極めて困難な状況で堤内地に代替施設を設置する計画はない。近隣公園、地区公園の機能は桂川河川敷公園(淀川河川公園)、町営桂川河川敷公園(運動公園)				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			現在、計画はありません。				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			現在のところ関係部局との連携はありません。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			ヒメボタルの観賞会を恒例化して行っている。また、河川敷を利用したマラソン大会を行うことで、自然に親しむことができ、交通面でも安全を確保している。				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			大山崎町都市公園条例施工規則により、野球場・テニスコートなどは使用許可申請により公平な利用が図られている。				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用できる	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			広場等を有し来園者は自然(川辺)に親しめる身近な公園として愛されており占用目的に合致している。				○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか	市民団体やボランティアなどとの連携や交流を広めていただきたい。	今後、可能な限り努めてまいります。	今後、可能な限り努めてまいります。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			この地域においては、ヒメボタルの生息地として把握している。環境保全に向けた環境教育の一環としてヒメボタルを広く知ってもらうため看板を設置している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			洪水等で桂川の水位が上昇した場合、下流にある内水排水目的の大山崎排水ポンプ場で水位調整により冠水区域を把握している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称: 51. 大山崎町桂川河川敷公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際に緩衝緑地を設置等	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際に緩衝緑地を設置等			占用区域外であるが、川辺美縦断方向に緩衝緑地が存在する。				○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等	管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等			週一回の維持管理の中で占用区域周辺も含め枯れしゴミ等の収集を行い自然環境の保全に配慮している。占用区域外の川辺までの除草は必要最小限に留める。				○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
14	施設利用者に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	施設利用者に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			ヒメボタルを広く知ってもらう看板の中で水辺環境の保全の啓発も記して情報発信を行っている。				○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15	占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	河川管理者、関係部局との調整を図りながら、カワチシヤやヒメボタルなどが生育・生息する良好な河川環境を積極的にアピールする取り組みを進めていただきたい。 小泉川の魚道の環境学習への活用も検討していただきたい。	環境ボランティア団体の乙訓の自然を守る会と協力し、ヒメボタル鑑賞会において河川環境における生育・生息のPRを行っている。 淀川河川事務所や町教育委員会等と連携し子供たちへの河川環境学習の意欲の醸成を図れる様に努めてまいります。	5月の下旬に環境団体がヒメボタルの鑑賞会開催。					○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
16	不適切な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。				○: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
17	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等	占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			使用されていない。				○: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
18	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障はない				○: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			迷惑利用はない。				○: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			犬を飼われている方へのマナーや、火気厳禁及びゴミの持ち帰り等を定めている。				○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			特に定めていません。				○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			犬を飼われている方へのマナーや、火気厳禁及びゴミの持ち帰り等を定めている。				○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

平成 27 年度
桂川河川保全利用委員会

平成 27 年 12 月 14 日

そういうものは、地域の人たちとかに情報を聞いて、間違いのないところを書いていただくということで、地域の方の知恵を生かしていただくと。そういったところの連携、河川管理者もそうですけども、そのあたりはできるだけ地域の方を発掘と言いますか、連携していただいたり、私とこなんかも使ってもらっても結構ですので、協力させていただきますので、できるだけアウトリーチをふやしていただくということがやっぱり必要じゃないかなと思います。

- 越智委員 21ページの奥の広場は、特に野球が多いですか。
- 占用者（京都市 北部みどり管理事務所） そうですね。
- 越智委員 これ、ネットがあるんですけど、これは京都市さんで……。当然ボールが川に入ってしまうんで。
- 占用者（京都市 北部みどり管理事務所） 京都市で直接設置したものではないんですが。
- 越智委員 手前の3番の広場は、特にどんなことをされているんですか。
- 占用者（京都市 北部みどり管理事務所） こちらの方はグラウンドゴルフですね。
- 澤井委員長 管理者の方から何かございますか。
- 河川管理者（寺内） いえ、先ほどの事例と同じでございます。

ちょっと1点確認したいんですけども、こちらの方は公園の管理マニュアルを定めてらっしゃるんですか。先ほどマニュアル的なものはないとおっしゃってましたが。

- 占用者（京都市 北部みどり管理事務所） すみません、管理マニュアルと言いますか、要領ですね。先ほどと一緒に、要領というのは定めています。ここにはないと書いてしまっているんですが、一応はございます。ただ、それはもともと都市公園法、それから条例とかに基づいた管理をします。それ以外、もう少し、少し具体的には書かせてはいただいているんですが、占用許可の際に出させてはいただいています。

- 岡委員 1点だけ。

先ほど、鳥が飛んでいるということで、チョウゲンボウかコチョウゲンボウということを書いてきましたけども、やっぱり京都府のレッドリストではもう絶滅危惧種になりますね。ですので、ああいったところは完全にそれは利用しているということですね。だから、餌が何らかあるからということですので、結構ランクが高いんで、そのあたりは、草地とか森林——森林ではない。どちらかという草地かな。管理はちょっと慎重にやっていただきたい。

- 澤井委員長 ありがとうございます。
それでは、次に移りたいと思います。

2-3) 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町）

- 事務局 それでは、概要の方を説明させていただきます。審議資料2の33ページの方になりますけども、続きまして、大山崎町桂川河川敷公園の概要についてご説明させていただきます。

占用目的としましては公園で、位置と致しましては右岸。河口付近ですね。右岸の0.0キロから0.4キロ付近に位置してございます。

現在の利用形態と致しましては、野球場が1面、テニスコートが4面、陸上施設、200メートルトラックがございます。

また、修景施設や園路、それから休憩施設等についても整備されているということで、占用面積は3万2,440.45平方メートル、約3.2ヘクタールとなっております。

利用者数につきましては、平成26年度で約8,000人。7,987名の方が利用されているという公園でございます。

35ページの方に施設の自然環境的な状況の方は整理させていただいております。こちらの方につきましては、またご覧いただきたいと思っております。

それから、34ページの方に戻っていただきまして、前回審議の意見につきまして、中段ほどに整理させていただいております。前回審議のご意見と致しましては、全部で5点ございます。

1点目につきましては、ヒメボタルの有数の生息地であり、その保全について関係部局及び関係団体と連携を図られたい。

2点目と致しましては、グラウンドの利用者に小泉川を初めとする周辺の環境を知り、楽しみ、学ぶことを喚起する看板の設置について検討いただきたい。

3点目が、子供を水際から遠ざける看板しか設置されていないが、子供が水辺に近づくことを前提とした看板の掲示等について検討いただきたい。

4点目、占用地は自然と子供たちをつなぐことができる場所であるので、その特性を生かした空間づくりを検討されたい。

5点目と致しまして、自然環境を保全するためのボランティア活動への町としての支援をお願いしたいというご意見をいただいております。

○澤井委員長 ありがとうございます。

それでは、利用者の方からご説明をお願い致します。

○占用者（大山崎町） それでは、チェックリストの方で説明させていただきます。

1番の必要性からです。大山崎町の基本計画、緑の基本計画と第3次総合計画、マスタープランなどに位置づけられており、国営公園と連携した形で川辺の多様な生物の生息の保全と自然共存型のレクリエーション、健康づくり、スポーツ等の場となるよう図るとともに、防災機能の充実を検討すると。住民参加の都市公園の整備、拡充の記載があります。その分が必要だと思われまます。

2番です。避難場所の件ですが、大山崎町地域防災計画でヘリコプター発着予定地として掲げられています。

3番です。堤内地に代替施設設置またはという分ですが、市街地での用地の確保が極めて困難な状態で、重要な場所であるということですね。近隣公園とか、大きな公園がつかれない場所ですので、ちょっと町域が狭いので重要であるということです。

4番、川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるかということですが、現在の計画はとりあえずありません。

占用施設の代替地の検討や自然環境にという部分ですが、現在のところ、これも特に連携するような部局等はありません。

6番です。占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するかということですが、ヒメボタルの鑑賞会など、恒例化しておる部分もありまして、あと、

12月のマラソン大会などで川の横を走って川と親しむという面でも合致していると思われま

す。特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるかということですが、大山崎町の都市公園条例の施行規則により、野球場、テニスコートは使用許可申請により公平な利用が図られています。

利用状況は占用目的に合致しているかという部分ですが、広場等を有し、来客者は自然（川辺）に親しめる身近な公園として愛されており、占用目的に合致していると思われま

す。また、草野球等の利用は川らしい利用に合致していませんが、それを観戦しに来られている方が自然に親しめるような公園になっていると思われま

す。9番です。連携体制というところですが、乙訓の自然を守る会で、桂川河川敷公園を利用して行っているヒメボタル鑑賞会の活動を大山崎町の広報などに掲載して、PR活動などで支援しております。

10番、自然環境の保全・再生です。桂川河畔林がヒメボタルの生息地として把握しています。環境保全に向けた環境教育の一環としてヒメボタルを広く知ってもらうため看板の設置も行っております。

占用区域及びその付近において、水位変動により冠水される区域を把握しているかということですが、洪水等で桂川の水位が上昇した場合、下流にある町内施設の大山崎町の排水ポンプで一応管理しております。

続きまして、12番、施設整備は河川の生態系のかという部分ですが、占用区域外であるが、川辺に縦断方向に緩衝緑地があります。

続きまして、13番です。管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているかという部分ですが、週1回の維持管理の中で占用区域周辺も含め点検し、ごみ等の収集を行い自然環境の保全に配慮している。占用区域外の川辺までの除草は必要最小限にとどめております。

続きまして、14番、施設利用者に占用区域という部分ですが、ヒメボタルを広く知ってもらう看板の中に水辺環境の保全の啓発も示しており、情報発信を行っているかということです。乙訓の自然を守る会の方にデザインしていただいた看板をつけております。

15番、占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているかという部分ですが、河川占用者としては行っていないが、5月ごろのヒメボタル鑑賞会が桂川河畔林で開催されております。

適正な利用、不許可の工作物は設置されていないかですが、設置されていません。

占用区域外を使用していないかということですが、使用していません。

占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用というところですが、カヌーなどの接岸とかに対しては支障はありません。

地域住民の迷惑になる利用がないかということですが、特に迷惑になるようなことはありません。

利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているかですが、犬を飼われる方のマナーや、火気厳禁及びごみの持ち帰りなどを定めております。

管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているかですが、特に定めておりません。

管理運営・利用ルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているかという部分ですが、犬を飼われている方へのマナーや、火気厳禁及びごみの持ち帰り等を看板により表示しております。

以上でございます。

○澤井委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

私、これまでも何回かこの委員会でも申し上げて、現地でもたびたび申し上げているんですが、これをしてはいけませんというような意味での環境保全だけじゃなくて、むしろ積極的に自然に触れて欲しいという意味合いの啓発をできないものかというのをいつも願っているんですけどね。ヒメボタルの観察会ということは随分何回も書いてあるんですけども、ちょっと書いてあった、例えば小泉川の魚道のこととか、それはもう本当にここのグラウンドに隣接している訳ですよ。そういうところに誘導するような何か看板とかができないものか。あるいはイベントの企画とかですね。そんなことを常々考えているんですけども、それはさりげなく「ない」というような表現になってしまっているんですけども。

○占用者（大山崎町） 今のところはないですけども、三川のところにタワーができたとか他の施設ができた時にその辺の施設を含めた看板はつくろうとは思っておりますが、そのぐらいですかね。占用区域外にもなりますんで、そこまでうちの方でできるかどうかというのは、今のところははっきり申し上げられないです。

○塚本副委員長 澤井委員長が言われたとおりで、本当にあそこはなかなか良い場所なんですよね。やっぱり子供たちを連れていきたいと思うし、魚道で遊ばせたいなというのは特に思いますね。

だから、公園というのは、ある範囲なのか。公園といった時に、その周りも含めてある程度保全というか、認識が必要じゃないかなという風に思うんですね。特に河川の場合はね。河川公園という場合は、山崎を見たら、非常にもったいないというのがものすごくあるんですね。

おっしゃったように、啓発というのがありますね。ヒメボタルというのは、見に行った時に、多分学校から、僕もよその小学校から見に行ったことあるんですけども、他のことをやっていて、その場所だけ暗闇になってからホテルを見に行くとかいうのが多いんですよ。

本当は、学校からとか、子供たちに見てもらうのは、どんな場所で生息しているのかという、明るいうちから見て欲しいとかっていうのがある訳で、それを考えると、もうちょっと周りのことを含めて、特に八幡、世界遺産になるんですか。国宝になるのか。その機会に、あの辺の環境って大山崎町としてはとても良いところなんで、公園という狭い範囲のことだけではなくて、もうちょっと周りも含めた環境の良さを認識して欲しいなという風に思うんです。だから、そういう取り組みをね。ちょっと次ぐらいにはこんな取り組みやろうとしているよというね。

ここに会報というのがありますね。会報を出してますと。この中で、9番か。連携体

制という中で、これ、効果はありますか。多分あるようにも思うんですよ、こういう広報を出した時は。

○占用者（大山崎町） そうですね、町の広報の中に載せたりホームページに掲載させてもらったりというのは、ある程度の認識は持っていていただいているとは思ってますけども。

○塚本副委員長 大山崎町としては、もうちょっと誇り、あの場所ね、ええとこやで、うちのというのが、少し動いていってもらえへんかなという……。ねえ。もったいないですよ、あのあたりが。

○岡委員 委員長、副委員長のご意見の上に乗っかる形で、またちょっと、何か絶滅危惧種のことばかり言ってますけども、書いてあるのでいくと、カワヂシャというのが、これも町さんの方じゃなくて、占用区域以外かもしれませんが、川際の湿地あるいはワンドと書いてあるあの辺のところに、そういう湿生の、カワヂシャという名前の植物なんですけども、これも準絶滅危惧種に上がってますね。京都府の準絶滅危惧種に、環境省も準絶滅危惧種になってますね。そういう湿地的な環境にあるものが、要するに、川の氾濫とか、そういうのがなくなって、どんどん、どんどん乾燥化していることによって少なくなってしまっているんですよ。田んぼとかも少なくなって。

ですから、大山崎町さんにとったら、そういうのも資源なんですよ。ヒメボタルだけじゃなくて、そういう珍しい植物とかも生きているような環境なんですよというのを含めて、私もヒメボタルをもちろんよく見たりとか、貴重なやつやということは分かっているんですけども、トータルとしてもうちょっと連携して、特に河川管理者さんの方に、多分水際の方になるんで、どっちかいうたら公園の占用の話とはちょっと違うかも分かりませんが。

○河川管理者（寺内） 京都府なんですよ。うちですか、あそこの魚道。

○占用者（大山崎町） 京都府さんは上流ですね。

○河川管理者（寺内） うちの出張所。

○占用者（大山崎町） そうです。

○河川管理者（寺内） じゃ、一緒にできるじゃないですか。ここでやりましょうと言っていたら。

○岡委員 そういうものもまだあるかも分からないので、大切に、資源なんで、残っているので、あそこのところにヒメボタル、さっき塚本さんが言われたことのように、それだけじゃなくて、もうちょっとトータルとしてのポテンシャル、自然環境とかの色々な資源のポテンシャルを生かしたような公園にしていければなというふうに思いますね。まあ、男山はあれですけどね。八幡市やけどね。

○下村委員 何かそこでお話がまとまっちゃったみたいですけど、川の魚道の方の啓発看板みたいなものを公園サイドだけで立てるとかっていうのはちょっと難しいだろうなって気がしていたんですけど、それこそまさに管理者間の調整でできることかと思うので、ぜひそういうのもお願いしたいなと思います。

やっぱりあそこは空間的にすごく素晴らしいと思うんですよ。特に、車でばっと入って、駐車場に車をとめたところがすごくばあっと広がりが見られるところで、単に駐車場だけにしておくのはもったいないくらいの気まですけど。まあ、施設整備はちょっと難しいところだと思うんですけども。

あと、かなり昔風のおもしろいデザインのものがあったりとか、それから手づくりの竹の柵なんかがあったり、地場のものを生かした柵なんかを造られたり、非常にかわいらしい場所になっているなって気がして、その価値を大事にしていきたいなど。

これを見ていたら、乙訓の自然を守る会と連携されたいというのは過年度意見として出てきているところなんですけれども、この場でそういう意見が出てきて、それが縁結びになって今おつき合いがあるという感じなんですかね。もともとそういう連携があったんでしょうか。

○占用者（大山崎町） 看板づくりのデザインとか、そういうのでは自然を守る会の方にお願いして……。

○下村委員 自然を守る会さんと、過年度の意見で、そこと連携したら良いんじゃないのって提案があったようなことがこれに書いてある。それがきっかけで今そういう活動が行われているんだったら素晴らしいなと思うんですけども。

今、ヒメボタルの話にグループも割となっちゃっているような気がするんですけど、他にも先ほどの魚道の話もありますし、それから空間資源としてのおもしろさもありますから、色々なところにファンクラブになってもらう可能性ってあると思うんですよね。さっきの京都市さんの事例の方は市民グループとの連携みたいなものって余り見られなかったんですけども、色々なタイプの市民さんに入ってもらって、それをうまく生かしながら良くしていくことが可能な場所なんじゃないのかなという気がするので、乙訓の自然を守る会さんもちろんなんですけれども、その経験を活かして色々なことを考えてみてもおもしろいのかもしれないなという気が致しました。

○塚本副委員長 私、6年ほど前に、大下津の吉田さんという役の方と、あそこでどんど焼きをしてもらったんですね。その時、大山崎のあの竹をとってきて使ってというのがあって、子供たちもちろん喜びますしね。だから、ちょっとしたアイデアで地元の方たちとの連携もとれると思うので、ちょっと考えて、楽しんでいただきたいなど。

○河川管理者（寺内） 補足というか、彼らのフォローをしますと、多分、大山崎町さんの方は、占用区域の中できちんとみずからの管理の徹底、そして公共サービスをやられていると。多分、我々の魚道——我々の方なんです、管理が——を使って良いかどうかすらなかなかご存じじゃないというところがありますので、例えばヒメボタルの観察会の時に、出張所、また事務所と連携をして、一緒に使いましょと。全然使って下さいと。

おっしゃっていただいたとおり、お昼の間はそういうホテルの生育環境のお勉強会、そして夜は鑑賞会ということをやれば、あの空間が広がるというご提案をいただいているということですね。それは企画としてもおもしろいものにもなりますし、我々としても全然できるので、やっていけるんじゃないかなとは思っていますので、やりましょ。

○澤井委員長 もう一つ、繰り返しになりますけども、以前からたびたび言っているのは、環境の行事をやった時に環境に関心を持った方が来られる、これはよくあることなんです。それだけじゃなくて、ここの基本的な利用目的がスポーツ振興にあると思うんですけども、スポーツをしに来られた方にも環境に目を向けて欲しいという、そういう仕掛けを何か考えてもらえないかなという願いがあるんです。

○越智委員 私も、ちょっと見させてもらって、スポーツ施設なんか本当に良い空間で、

非常に良いなというふうに思っているんですけども、ちょっと気になったのは、ここへ来るルートが1本しかないんですかね。他のルート、例えば37ページでいうと、逆側から入るとか、そんなルートというのは造ることはできないんでしょうかね。同じ方向から入ると奥側にあんまり人が行かないとか、ちょっとそんなこともあるのかなと思ったりしたんですけども。

○占用者（大山崎町） 反対側のルートになると、大阪府の島本町のあそこのゲートからですね、入れるというのは。

○越智委員 ちょっと奥まって、外からは見えないんで、PRという意味ではちょっとこの入り口しか分からないというような状況かなという気がしました。

○澤井委員長 ありがとうございます。

次の案件に進めさせていただきたいと思います。

2-4) 羽束師運動広場（京都府）

○事務局 そしたら、次の案件ですが、審議資料2の51ページになります。羽束師運動広場の概要について説明させていただきます。

占用目的につきましては運動広場で、許可は京都府さんの方が許可をして利用しております。

場所は、桂川右岸5キロ付近にございまして、現在の利用形態としましては、ソフトボール場が4面ございまして、ただ、先にご説明させていただきましたとおり、今、河川工事が行われておりまして、現在閉鎖中という状況になっております。

占用面積は2万8532.46平方メートル。約2.9ヘクタール程度の面積がございまして。

利用者数につきましては、平成26年度で1,420名の方が利用されております。

52ページに前回審議の意見を整理させていただいております。前回審議のご意見と致しましては、古くから桂川沿いに住む方は洪水被害を受けてきたことから、治水に対する意識が強く、水辺利用の促進が難しいこともあるが、積極的な取り組みを考えていただきたいということでご意見をいただいております。

あと、53ページにつきましては施設の自然環境的状况を整理しておりますが、こちらにつきましては河川工事実施前の環境についての記載となっております。現状では河川区域内につきましては河川工事で少しずつ自然の方は改変されているというような状況であるということをご理解いただきたいと思います。

○澤井委員長 ありがとうございます。

占用者の方からの説明をお願いします。

○占用者（京都府 京都土木事務所） 京都府京都土木事務所管理室の西田でございます。いつも色々お世話になりまして、ありがとうございます。

現在、羽束師運動広場でございますけれども、今、事務局さんの方からお話がございましたとおり、今年の1月より国の桂川緊急防災工事によりまして工事が行われております。

一応、工事後の形としては、大まかですけども、私ども情報としていただいております。

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用については、駐車場としての利用実態を把握するとともに、必要台数・整備及び維持管理のあり方等を河川管理者と協議し、申請すること。
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した本施設の利用と管理にあたること。
- ✓ 隣接する小泉川の魚道での取り組み等を利用者に伝えるための方策を、河川管理者と協議して具体化していただきたい。
- ✓ ヒメボタルの鑑賞会や地元小学校のマラソン大会等、環境保全に向けた取り組みを引き続きお願いしたい。
- ✓ 新たな占用期間は3年とする。
- ⇒ 駐車場の必要性・管理体制・出水体制案を作成し淀川河川事務所と調整中。
- ⇒ 小泉川の魚道での取り組みや広報活動について淀川河川事務所と調整中。

平成21年 委員会

- ✓ 水際利用のためのアクセスルートの明示やその維持管理のしくみについて、占用者を河川管理者とで協議して検討いただきたい。
- ✓ スポーツ使用と併せて環境学習を促進できるような工夫を検討いただきたい。
- ✓ 新たな占用許可期間は3年とする。
- ⇒ 占用区域外の水際利用について、河川管理者との協議を検討する。
- ⇒ ヒメボタルの看板に、水辺環境保全の啓発も記して情報発信を行っている。

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ ヒメボタルの有数の生息地であり、その保全について関係部局及び関係団体と連携を図られたい。
- ✓ グラウンドの利用者に小泉川をはじめとする周辺の環境を知り、楽しみ、学ぶことを喚起する看板の設置について検討いただきたい。
- ✓ 子どもを水際から遠ざける看板しか設置されていないが、子どもが水辺に近づくことを前提とした看板の掲示等について検討いただきたい。
- ✓ 占用地は自然と子どもたちをつなぐことができる場所であるので、その特性を活かした空間づくりを検討されたい。
- ✓ 自然環境を保全するためのボランティア活動への町としての支援をお願いしたい。
- ⇒ 乙訓の自然を守る会が毎年ヒメボタル鑑賞会を行っており、町は広報に掲載するなどPR活動を行っている。会にヒメボタル生息地の看板をデザインしていただき、設置した。
- ⇒ 水辺利用の看板等について、河川管理者と協議していきたい。

平成27年 委員会

- ✓ 河川管理者、関係部局との調整を図りながら、カワヂシャやヒメボタルなどが生育・生息する良好な河川環境を積極的にアピールする取り組みを進めていただきたい。
- ✓ 小泉川の魚道の環境学習への活用も検討していただきたい。
- ✓ 市民団体やボランティアなどとの連携や交流を広めていただきたい。